

(4) 11月14日 鹿児島県 曾於市

2023年度日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

身寄り問題と権利擁護支援

『身寄り』問題の 解決に挑む

～本人が主人公の『身寄り』
問題の解決を目指して～

(印刷用 一部抜粋)

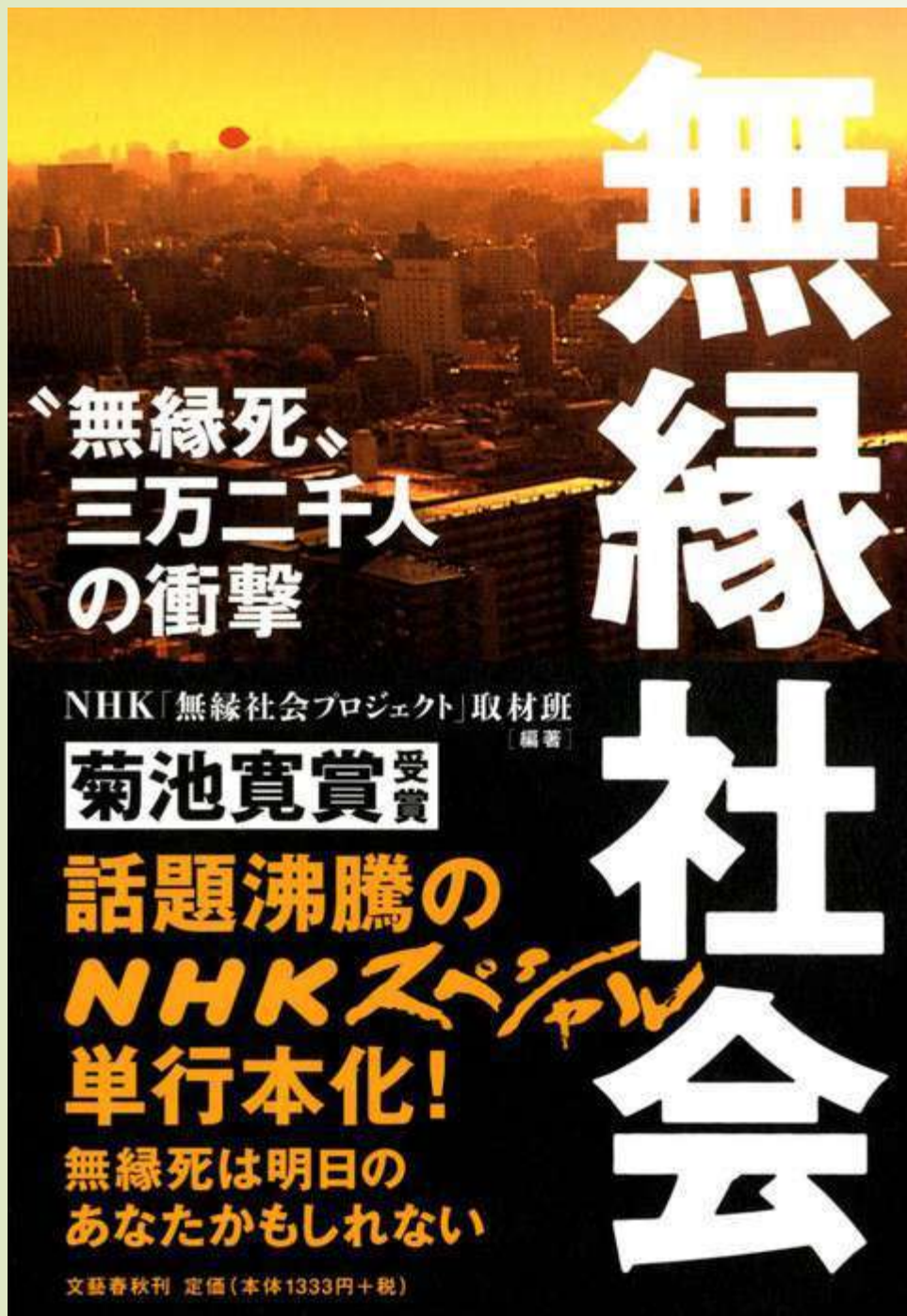
2023年(令和5年) 11月14日

NPO法人やどかりサポート鹿児島
NPO法人つながる鹿児島

理事長 芝田 淳

①

プロローグ



もはや孤独死は他人事ではない！

身寄りのない無縁死の急増は、家族や社会との絆が急速に崩壊しつつある現代社会への警鐘か？

NHK「無縁社会プロジェクト」取材班
編集
2010年

家族遺棄社会

孤立、無縁、放置の果てに。

菅野久美子



セルフネグレクト、ひきこもり、遺骨放置、慕じまい……。コロナ後に拡大する孤立人口。年間孤独死3万人。気鋭のノンフィクション作家による最前線ルポ!

角川新書

親を捨てたい子、子を切りたい親……。現役世代にも多い孤立の実態。

孤立・孤独者1000万人の時代。しかも実は現役世代の男性に多くみられる孤立者。けっして人ごとではない。ふつうの人が突然陥る現実をリアルに取材。

一人ひとりの身の上に襲い掛かろうとしている「家族遺棄社会」の真実（リアル）と、そんな日本社会に懸命に向き合う人々の実態に迫る衝撃のノンフィクション！

一人で死ぬのは、決して美学ではない。
大切なのはちょっとしたつながり。

▶ 高齢世帯、45%超が一人暮らしに 2040年の東京・大阪

【日本経済新聞 2019/4/19】

(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO43965080Z10C19A4EA4000/>)

地方も	全世帯に占める 高齢世帯の割合		高齢世帯に占める 一人暮らしの割合
	2040年	2015年	2040年
全 国	44.2%	36.0%	40.0%
秋 田	57.1	46.0	36.0
青 森	53.6	41.6	37.0
山 梨	51.9	39.1	38.0
福 島	51.2	38.3	36.7
山 形	50.9	42.5	31.6
高 知	50.6	44.0	44.8
鹿児島	50.5	40.9	44.6
奈 良	50.3	40.9	37.4
岩 手	50.1	40.1	35.5
和歌山	50.1	43.7	41.7
長 野	49.9	41.0	34.7
長 崎	49.7	40.8	39.7
新 潟	49.6	40.9	33.9
愛 媛	49.1	41.3	42.3

2040年に向けて、都市と地方にかかわらず世帯の単身化と高齢化が進む。国立社会保障・人口問題研究所が19日発表した将来推計では、40年には世帯主が65歳以上の「高齢世帯」のうち40%が一人暮らしとなる。

(約5世帯に1世帯が「単身高齢者世帯」になる)

鹿児島の場合、2040年の推計で、

- ・「高齢世帯」が全世帯の50.5%となんと半数を超える
 - ・その「高齢世帯」のうち44.6%が「ひとり暮らし」
- つまり、全世帯の約4分の1が「単身高齢者世帯」となる

一人暮らし世帯拡大、5年前から14.8%増 2020年国勢調査
(2021年12月1日日本経済新聞)

予想を上回るペース

総務省が30日に公表した2020年の国勢調査は、日本全体で世帯の単身化が一段と進む現状を浮き彫りにした。一人暮らしが世帯全体の38.0%を占め、単身高齢者は5年前の前回調査に比べ13.3%増の671万6806人に増えた。中年世代の未婚率も上昇傾向にある。家族の形の多様化を踏まえた介護のあり方やまちづくり、セーフティネットの構築が急務となっている。

～自己紹介～

▶ N P O法人鹿児島ホームレス生活者支え合う会

2005年から活動開始。2007年N P O法人化。

ホームレス生活者の多くが、ホームレス状態に陥る過程で、親族や社会とのつながりを失い、社会的に孤立している。

▶ N P O法人やどかりサポート鹿児島

2007年N P O法人設立。

障害者、ホームレス生活者、D V被害者等、連帯保証人を確保することができず、地域生活を営むことが困難な方に対して、連帯保証を提供している。

▶ 一般社団法人よりそい支援鹿児島

2013年N P O法人設立。

よりそいホットライン事業、生活困窮者自立支援事業を受託

▶ 仕事は司法書士。成年後見を中心に。

いまや、成年後見は財産管理よりも『身寄り』の代替として利用されている。

『身寄り』のない高齢者の成年後見人等を多数担当している。

▶ 仕事でもN P O活動でも、『身寄り』問題の重要性を痛感してきた →2017年(平成29年)3月 N P O法人つながる鹿児島を設立

②

『身寄り』問題とは

『身寄り』問題とは？

- ▶ 人が自分のことを自分でできなくなるとき、誰が援助するのか？
この問題について、わが国では、多くの場面で「**家族がするのがあたりまえ**」とされていないでしょうか？
赤ちゃんの時、けがをしたとき、病気になったとき、障害を負ったとき、介護が必要になったとき、そして死んだとき、まさに生老病死のすべての場面において「**家族による支援**」が**当然**とされていないでしょうか？
- ▶ さらに、わが国には、「**連帯保証人**」「**身元引受人**」といった慣習があります。
しかも、**就職するとき（就労）、居宅に入居するとき（住居）、病院に入院するとき（医療）、施設に入所するとき（介護）**といったいのちと暮らしに関わる根幹的な部分にこそ「**連帯保証人**」や「**身元引受人**」が必要とされています。
- ▶ そのため、『身寄り』がない人たちが、様々な場面で排除されたり差別されたりしているという問題が生じています
これが『**身寄り**』問題です。

『身寄り』問題の具体的事例

- ▶ 医療同意をしてくれる『身寄り』がないため、高齢者が骨折で緊急搬送されたにもかかわらず、手術の開始が大幅に遅れた事例
- ▶ 脳梗塞で入院し、今後は、施設入所が適当であるにもかかわらず、身元引受人になってくれる『身寄り』がないため、無理に在宅復帰した事例
- ▶ 連帯保証人になってくれる『身寄り』がないため、サウナ暮らしを半年以上続けていた高齢者の事例
- ▶ 機能不全家庭から逃れ、NPOの支援を受けて一人暮らしを始めた高校生が転校手続きをしようとしたところ「親権者の同意」が必要と言われた事例
- ▶ 自立支援ホームで暮らしている18歳が、受験に備えてインフルエンザ予防接種を行おうとしたところ「親権者の同意」がないため接種できなかった事例

家族がいること、『身寄り』がいることが当たり前の前提となった社会で
高齢者の権利が侵害され
若者の将来の可能性が著しく削られている

『身寄り』がないことによる課題

『身寄り』問題は、新たな問題であるだけに、ばくぜんとしていて、解決困難に感じられます。

しかし、解決すべき明確な課題が4つあります。

- ① 連帯保証
- ② 医療決定
- ③ 金銭管理
- ④ 死後対応

この4つの課題（ニーズ）があることは明らかであり、それぞれに、はっきりとした解決方法を構築していく必要があります。

現状は、こうした課題があることに**みんなが気づいている**にもかかわらず、「誰かが解決してくれるのではないか」と**「お見合い」状態**になっていると感じられます。

課題 ① 連帯保証

連帯保証を提供する機関を作るか？
連帯保証が不要な社会を目指すか？
→両方必要

【居住】

→やどかりのような保証提供機関が必要

- ▶ いきなり、連帯保証不要を目指すのは無理
(大家はみな小規模事業者, 長年の慣行, さらに「保証会社」)
- ▶ 新たな住宅セーフティネット制度
 - 家賃債務保証業者を活用するという方向性が打ち出された
 - 「居住支援法人」という仕組みができた
(NPO法人やどかりサポート鹿児島が鹿児島県から指定された)
 - 「入居支援」だけでなく、「居住生活支援」「居住生活サポート」が必要であるという合意形成
→「支援」があること＝本人の安心と安定＝大家の安心

「NPO法人やどかりサポート鹿児島」
鹿児島県の居住支援法人
地域福祉の担い手と協働したうえで高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者に対して連帯保証を提供する
「地域ふくし連帯保証」を展開している

課題 ① 連帯保証

【病院・施設】

→病院・施設が連帯保証人に何を求めているのか
を検討 それぞれに対応していく

▶ 「身元保証等」がない方の入院・入所にかかるガイドライン
(半田市地域包括ケアシステム推進協議会) (平成26年9月)

▶ 病院の場合

- 1) 医的侵襲行為への同意
- 2) 入院・入所費用の未収金に対する責任
- 3) 身の回り支援 (日用品購入など)
- 4) 転院・転所先の確保
- 5) 葬儀や遺留金品処理, 埋葬と言った死後対応
- 6) 緊急連絡先

と整理される (「身元保証がない方の入退院支援ガイドブック」公益社団法人日本医療社会福祉協会社会貢献部身元保証担当チーム編, 平成29年度赤い羽根福祉基金助成事業)



課題 ① 連帯保証



- ▶ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年5月）
これではっきりと答えが出た！
同ガイドラインでは、**連帯保証人の機能**として
 - ① 緊急の連絡先に関する事
 - ② 入院計画書に関する事
 - ③ 入院中に必要な物品の準備に関する事
 - ④ 入院費等に関する事
 - ⑤ 退院支援に関する事
 - ⑥ （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事とし、**医療決定を外した！！**←めちゃくちゃ重要！！
- ▶ 医療決定については後述のとおり
- ▶ 今後は、各病院・各地域で、同ガイドラインに基づく行動をどのように取っていくかを考えていく段階

課題 ② 医療決定

医療決定に関する答えは実は（いちおう）もう出ている
いかに「社会的合意」を形成していくか？
いかに深めていくか？

- ▶ **人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン**
（厚生労働省）（平成30年3月）
- ▶ **身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン**（令和元年5月）（厚生労働省が周知のための通知）

これらを受けて↓

- ▶ 「**身寄りがない患者受け入れマニュアル作成に資する研修**」
日本医療社会福祉協会が開催

意思決定
支援

Best
Interest

変化の受容
プロセス

意思決定
支援機関

人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）（平成30年3月）

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

（1）本人の意思の確認ができる場合

- ①方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ②時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

（2）本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ②家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

（3）複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記（1）及び（2）の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。

課題 ② 医療決定

▶ 日本老年医学会 「ACP推進に関する提言」 （日本老年医学会） （2019年6月）

■ ACPの定義

「ACP は将来の医療・ケアについて、**本人を人として尊重した意思決定の実現を支援するプロセス**である」

■ ACPの目標

「本人の意向に沿った、本人らしい人生の最終段階における医療・ケアを実現し、本人が最期まで**尊厳**をもって人生をまっとうすることができるよう支援すること」

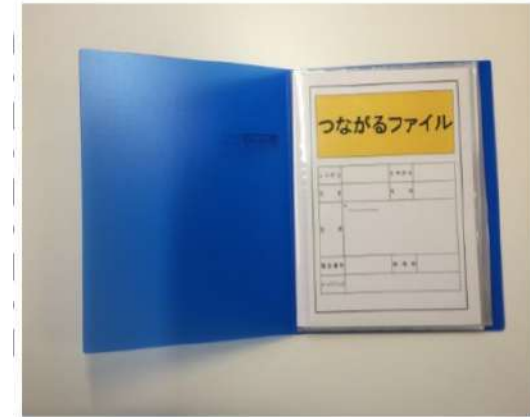
■ 「**ケア・プランニングとACP** を連続的なものとみなす」

■ 「生命を肯定し、死にゆくことを正常な過程と捉える。**一人ひとりが生きるプロセスは本人の人生の物語りのプロセスであり、人生の物語りの土台として生物学的な生命がある。**医療・ケアは本人の人生の最終段階に至るまで、本人の人生の物語りをより豊かにすること、少なくともより悪くしないことを目指して提供されるべきである。」

■ 「目指すべきは、**本人を中心とする協働行為**としての意思決定プロセスの実現であり、これが本人を人として尊重し支えるプロセスになる。」

■ 「対話の質とプロセスを重んじる**ACPは「行う」ものであり、「取る」ものではなく、「書く」ものでもない。**」

※つながるファイル



課題 ③ 金銭管理

誰が『身寄り』のない方の金銭管理を担うのか？
すべての関係者が「自分が」という主体性をもって
検討を行うべき
押し付け合っている場合ではない

- ▶ なんらかの理由で、自ら金銭管理ができない場合、多くは家族がこれを代わりにするのであるが、『身寄り』のない方は、これを代わりにする人がおらず、困難に陥る。
→では、誰が『身寄り』のない方の金銭管理を担うのか？
これが、『身寄り』と金銭管理の問題
だが、誰も、金銭管理を自分の仕事だとは思っていない
- ▶ 『即時性』
金銭管理はいきなりその必要性が生じる
- ▶ 『広範性』
金銭管理に必要性は、認知症、障害、疾病、ケガ、入院、依存症等、様々な理由で生じる

課題 ③ 金銭管理

▶ 既存制度の問題点

①**後見制度**は、本人の権利制限をともなう

障害者権利条約（2014年批准）は成年後見制度はダメといっている
お金がかかる、時間もかかる

②**日常生活自立支援事業**は、社協のキャパシティ次第

地域によっては、「半年待ち」なども

③**契約に基づく財産管理**は担い手が少ない

チェック機能がなく横領の恐れがある

（成年後見においても横領はあるが、それ以上に、横領の恐れが大きい）

▶ 既存制度は、金銭管理の「即時性」「広範性」に対応できない

▶ 医療関係機関・者及び福祉関係機関・者は、金銭管理を

「誰かが解決してくれる」問題と考えてはいけないのではないか？

▶ あらゆる医療関係機関・者及び福祉サービス事業者が、一定程度までは、対象者の金銭管理を含めて支援すべきではないか？ そうしたことを安心してできるように、安心して任せられるように、チェック機能・監査体制を整えるべきではないか？

課題 ④ 死後対応

まず第一に市町村の責任が重要

- ▶ 【現状】
『身寄り』のない人が自分のところで死んだらたいへん
→だから、『身寄り』がない人を排除（出口が心配だから入口で断る）
- ▶ 【理想】
『身寄り』がない人が自分のところで死んでも市町村がちゃんとしてくれるから大丈夫
→『身寄り』がない人も受け入れられる

Cf: 現在でも生活保護の人ならみな安心して受け入れるという不思議な常識
- ▶ 墓地埋葬法第9条
死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

市町村がちゃんと責任を取りますとアピールすれば大きく変わる！
= 半田市(愛知県), 新潟市, 霧島市(鹿児島県), 魚沼市(新潟県)など

課題 ④ 死後対応

※つながるファイル



そのうえで、本人の意思と見送る仲間

- ▶ 市町村の責任を明確にしたうえで、その人がその人らしく、ここに生きた証を残して、仲間に見送られて旅立てるように
- ▶ 「つながるファイル」で当事者がつながりあい万が一の際の手助けをしたり、仲間を見送ったりできれば、さらにいい
- ▶ 目指すべきは
「他人葬」「地域葬」

社会的孤立の深化・家族や地域といった共同体の弱体化

→同一の課題の解決のために、「社会保障」と「地域福祉」の双方が必要とされる時代

保障（保証）＋つながり

③

NPO法人つながる鹿児島の
理論的実践

~社会福祉推進事業~

厚生労働省 社会福祉推進事業 ① (平成30年度)

▶ 採択テーマ

平成30年度社会福祉推進事業（一般テーマ）テーマ番号2
生活困窮者自立支援制度の推進に関する調査研究事業

▶ 事業名

『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業

▶ 事業概要

身寄りがなく、社会的なつながりがない生活困窮者における、①連帯保証・身元引受人、②医療決定、③金銭管理、④死後対応、といった視点での課題・支援方策について調査を行う

▶ 事業内容

1. 『身寄り』のない人に対する支援課題に関する実態調査（アンケート調査）
 - (1) 自立相談支援機関への調査
 - (2) 地域包括支援センターへの調査
 - (3) 支援団体への調査
2. 先進事例調査（ヒアリング調査）
3. 検討委員会
4. 報告書・事例集とりまとめ

厚生労働省 社会福祉推進事業 ② (令和元年度)

▶ 採択テーマ

令和元年度社会福祉推進事業

その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業

▶ 事業名

『身寄り』のない生活困窮者及び若者に対する**支援事例**に関する調査研究事業

▶ 事業概要

『身寄り』のない生活困窮者及び子ども・若者に対する支援に関する具体的な支援事例を収集し、問題を分析し、普及すべき取組みを取り上げていくための調査研究事業

▶ 事業内容

1. **全国の事例を収集**

(連帯保証, 医療決定, 金銭管理, 死後対応といったニーズ対応を意識しつつも, 総合的に地域共生社会づくりに取り組む中で『身寄り』問題を包含している取組みにも注目)

2. 検討委員会

3. 報告書・事例集とりまとめ

厚生労働省 社会福祉推進事業 ③ (令和2年度)

- ▶ 採択テーマ
令和元年度社会福祉推進事業
その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業
- ▶ 事業名
『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業
- ▶ 事業概要
『身寄り』のない人が、『身寄り』がある人と同じように地域で生活していけるようにするための地域づくりに資する「手引き」を作成する。
- ▶ 事業内容
「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き
～地域のガイドラインと組織のマニュアル作りをとおして～」
こんにちの状況下において、効率よく『身寄り』問題に取り組むためには
1. 地域全体での「ガイドライン」づくり
2. 個々の相談支援機関・病院・施設等での「マニュアル」づくり
の双方を進めていくことを推奨している。

厚生労働省社会福祉推進事業の成果

- ▶ 各種相談支援機関において、『身寄り』問題が存することが明らかになった
(8割以上の相談支援機関が、『身寄り』のない方からの相談があると回答し、その8割以上が、『身寄り』がない方からの相談は困難と回答)
- ▶ 成年後見制度が『身寄り』の代替として利用されていることが明らかになった
- ▶ 『身寄り』問題に取り組む動きが各地に存することが明らかになった
- ▶ ①連帯保証②医療決定③金銭管理④死後対応…それぞれのピースは出そろいつつある
でも、総合的に『身寄り』問題に取り組んでいるところはまだまだ少ない
- ▶ 『身寄り』問題が高齢者のみならず、若者においても重要な問題であり、これに対応する社会資源が非常に乏しい実態が明らかになった
- ▶ 「家族による支援」のとらえ直しが必要であることが明らかになった
- ▶ 『身寄り』がないは、例外ではなく、もはや「第二のスタンダード」である
- ▶ 『身寄り』問題は、地域共生社会づくりの文脈の中で、地域全体での取り組みが必要である
- ▶ 『身寄り』問題の解決には、「当事者」「事業者」「支援者」三位一体の取り組みが必要である
- ▶ 『身寄り』問題解決に向けた一定の方向性が示された。
～地域のガイドラインと組織のマニュアル作りをとおして行う地域づくり～

家族による支援(家族機能)のとらえなおし ①

『身寄り』で困っていない

- ・親族の意向を気にせず、退院・退所できる
- ・親族の意向を気にせず、医療決定ができる

世の中の前提
理想
期待される姿
(ときに、幻想)

『身寄り』問題は、実は「家族による支援(家族機能)」のとらえなおしの一事象。

『身寄り』があるから困っている場合だってある。

『身寄り』がないから、困らないことだってある。

家族による支援(家族機能)の役割や位置づけを、地域や支援者の役割とともに、とらえなおす必要があるのではないか？

我が国において、孤独・孤立が深まっている理由は「家族頼み」だったからではないか？

『身寄り』がない

『身寄り』
問題

- ・虐待
- ・ネグレクト
- ・共依存
- ・親族の反対で退院・退所できない
- ・恣意的な医療決定

『身寄り』がある

『身寄り』で困っている

【並列化】
家族による
支援
地域による
支援
社会による
支援
(社会保障)

家族による支援(家族機能)のとらえなおし ②

支える余裕(お金・時間)がある

➤ 縦軸には「孤独・孤立」も関係するのでは？

世の中の前提理想
期待される姿
(ときに, 幻想)

支える気持ちがない

押しやる力が働く

- ・虐待
- ・ネグレクト

- ・家族支援への期待に対する重圧
- ・過度な負担

支える余裕(お金・時間)がない

支える気持ちがある

家族による支援があたり前とされる社会で、支援する側の家族は、さらに、「お金」と「時間」という「余裕」があることが「あたり前」とされる。

家族による支援(家族機能)をとらえなおさなければ、家族への期待に押しつぶされる家族を生み出すのではないか？

支える力のない家族に支えることを求めることが、『身寄り』がない人を増やし、虐待の増加につながっていないか？

健全な家族間の支えあいを守るためにも、「押し付け」ではなく、家族による支援(家族機能)のとらえなおしが必要ではないか？

いまや家族は「荷を積みすぎた箱舟」

家族に「丸抱え」を求める社会
=
「家族にかかわらない方が賢い」社会

◆ 身元保証とは「家族による丸抱え」を契約に埋め込む装置である

家族がいる場合はこれまでどおり家族が身元保証、
家族がいない場合は・・・
という「二分論」的な考え方じたいを変える必要がある

目指すべきは、

家族も含めた「家族」「地域」「社会」による【役割分担】

お父さんが緊急入院
娘さんが来られました
「この書類にサインしてください」と保証人にするので
はなく
「あなたにはなにができて、なにができませんか」と尋ね、
「娘さんにはこれこれをお願いします。私はこれをします。市役所があれをします。」と【役割分担】をする
そんなイメージです

身元保証人がいない方について
「なにかあったらどうするんだ!？」
言われたこと、言ったこと、ありませんか(^_^;)
「なにか」ではなく、個別具体的に起きるであろうことを検討し「役割分担」をすればいいのです

④

NPO法人つながる鹿児島
地域での実践
～『身寄り』がない人の
互助を中心に～

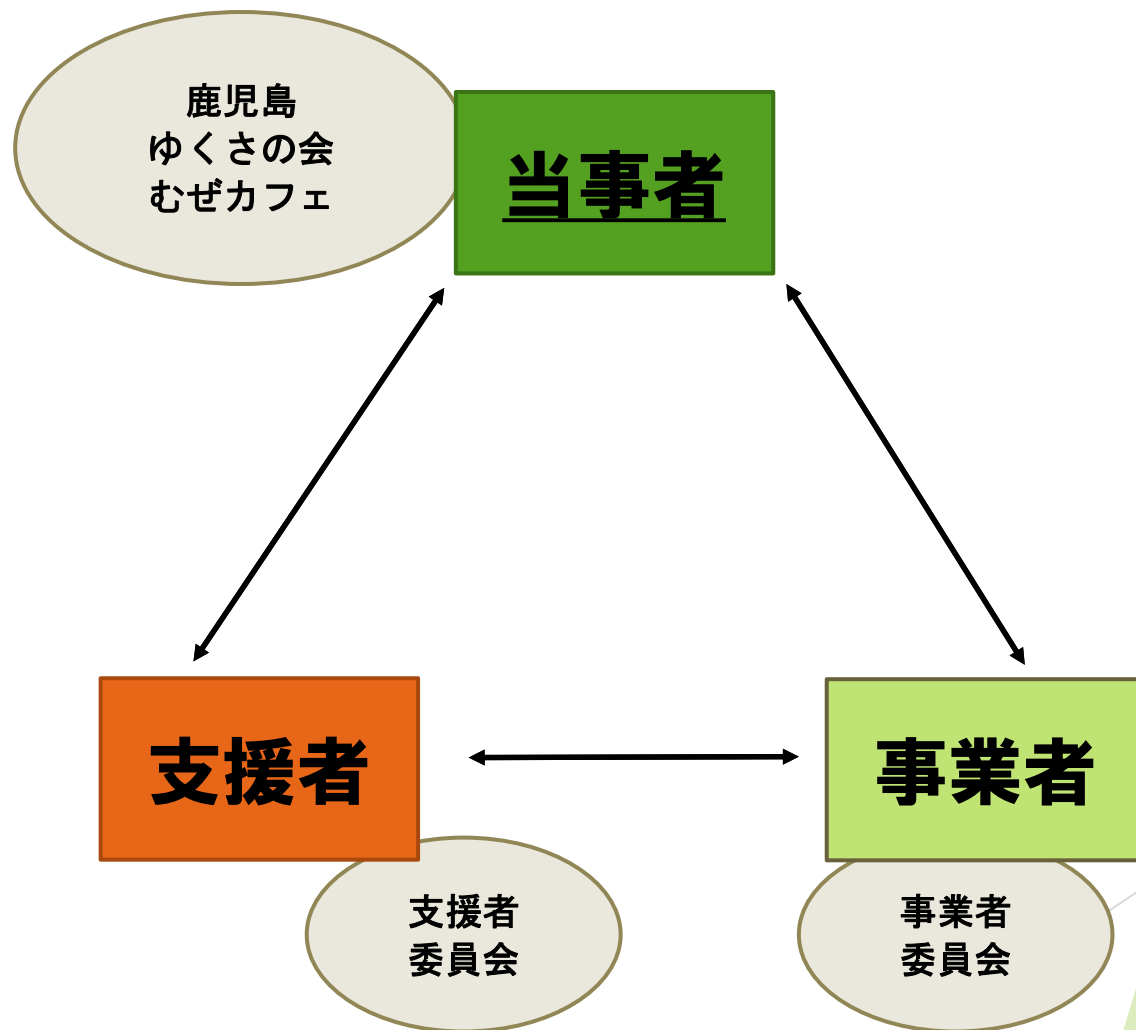
NPO法人つながる鹿児島～事業の全体像～

私たちは、『身寄り』問題を解決するためには、「支援者」の視点だけでは不足すると考えています。

『身寄り』のない「当事者」が主体的に活動し、それを「支援者」が支え、「事業者」も協力する。

【三位一体】

「当事者」「支援者」「事業者」それぞれがそれぞれの視点で協力し合って取り組む必要があります。



『身寄り』がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島市創造事業

- 霧島市において、2020年10月から展開
- 介護事業者、病院職員等によるあくまで民間の取り組みではあるが、市役所の職員、社協、地域包括、基幹相談支援センター等が出席。活発な議論を行っている
- 「勉強会」を開催し、始良市、伊佐市等周辺市町村や鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会も参加
- 2021年8月26日、いちはやくガイドラインを策定した新潟県魚沼市から魚沼市社協の佐藤さんをお招きして（オンライン）、シンポジウムを開催
- 2022年12月、「霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン」を策定予定

支援者委員会 + 事業者委員会

『身寄り』がなくても
安心して暮らせる 共生のまちを目指して

2021年
8月26日(木)
14:00~17:00
(開場は 13:30~)

【参加料】 無料

【開催方法】 会場とZOOMのハイブリッド開催
① 会場：霧島市国分総合福祉センター
3階 大会議室 (定員40名)
(〒899-4332 霧島市国分中央3丁目33-10)
② ZOOM ウェビナーにて配信

【申込方法】
QRコードからエントリー

【申込〆切】
8月15日(日) 〆切

※新型コロナウイルス感染症対策のため、発熱等体調に不安のある方の会場ご参加はご遠慮ください。会場は定員を越らすなど対策を行った上で、シンポジウムを開催します。ご協力をお願いいたします。

① 基調講演
社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護支援係 係長 佐藤 直樹 氏
魚沼市における身寄りのない人への支援に関する
ガイドラインについて

② 『身寄り』がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島市創造事業の報告

③ 『身寄り』問題に関する取り組みの紹介

霧島市地域包括支援センター 社会福祉士 加治 聖明日香 氏
伊佐市長寿介護課地域包括支援係 社会福祉士 上ノ原 幸 氏
始良市保健福祉部社会福祉課福祉政策係 課長補佐兼福祉政策係長 洲上 真代美 氏
鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会 理事 六反 栄子 氏、顧問 廣野 拓 氏

④ パネルディスカッション

コーディネーター/NPO法人つながる鹿児島 理事長 芝田 淳 氏
パネリスト/社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会 係長 佐藤 直樹 氏
一般社団法人サツマスタ 代表理事 巽 尚文 氏
鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会 理事 六反 栄子 氏
霧島市成年後見センター センター長 山口 尚 氏

【基調講演】佐藤 直樹 氏】

1975年生まれ。元海上自衛官という異色の経歴を持つ社会福祉士。平成16年に社会福祉協議会へ入職し、生活困窮や貧困、日常生活自立支援事業、法人後見など、主に相談業務を担当してきた。後見業務で直面した「身寄り」なしの問題に、行政や地域の関係機関と取組み、2020年度「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」を作成した。社会福祉士、精神保健福祉士。

『身寄り』のない人の互助会

「鹿児島ゆくさの会」 ・ 「むぜカフェ」

- ▶ 「鹿児島ゆくさの会」
「むぜカフェ」
は、『身寄り』のない方、
少ない方、社会的に孤立
した方が相互に支えあうた
めの互助会的な団体です。
- ▶ 会員どうしの親睦、交流、
困ったときの助け合い、
『身寄り』がないがために
起きがちな問題への備え
を行います。



鹿児島ゆくさの会 ～『身寄り』のない当事者の互助会～

2020年1月のサロンの様子



2019年サマーナイト花火大会



2021年7月の「ゆくさん家」の様子



むぜカフェの様子

- 2019年12月14日のむぜカフェ
むぜカフェ会員8名、支援者4名参加



- むぜカフェは、
2019年11月に発足
月に1回の会合を重ねている
- 互助会における当事
者間の支えあい助け
あい
+ ゆくさの会の
「加勢」
+ NPOによる
「バックアップ」
で『身寄り』問題の
解決を目指す

つながるファイル

医療について(1)-2

私が救急搬送されたり、入院した場合の

(医療機関からの)緊急連絡先の順位

※住所等は連絡先リスト参照

1		2		3	
---	--	---	--	---	--

自分で意思表示や判断が難しくなった時、主治医が相談してほしい人

1		2		3	
---	--	---	--	---	--

知らせてほしい人

知らせないでほしい人

※ つながる鹿児島やゆくさの会のメンバー以外から知らされる可能性がありますので、ご了承ください。

【備考】

.....

.....

6

* 必要な方のみご記入ください、記入は任意です。

家族の病歴(記入を希望される方のみ)

病名	家族の発症年	年齢	歳ごろ
家族	父	母	きょうだい 祖父母
備考 ※手術・ 後遺症等			

家族の病歴(記入を希望される方のみ)

病名	家族の発症年	年齢	歳ごろ
家族	父	母	きょうだい 祖父母
備考 ※手術・ 後遺症等			

つながるファイル

もしもの時(死亡)のこと(1)

10

■ 遺言について

遺言状を	<input type="checkbox"/> 書いてある	<input type="checkbox"/> 書いていない
遺言状の作成日	年 月 日	
遺言の種類	<input type="checkbox"/> 公正証書遺言	<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言
保管場所	<input type="checkbox"/> つながるファイルの封筒に保管してある	

■ 死後事務の委任契約を締結している場合

事務受任者		関	係
-------	--	---	---

■ 契約まではしていないが、死後の事務について、頼んでいる人

氏	名		関	係
---	---	--	---	---

■ 危篤状態・緊急入院の場合や死亡時の預金の引出方法について

.....

■ 危篤状態の場合や死亡時の居室への入室方法について

.....

■ 通夜・葬儀などについて

通夜	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しなくてもいい	<input type="checkbox"/> してほしくない
葬儀	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しなくてもいい	<input type="checkbox"/> してほしくない
葬儀社の指定			
名	称		
所	在	地	
電	話	番	号
葬儀方式の指定			
※仏式, 真言宗, キリスト教など, 読経を頼む寺, 戒名など具体的に記載			

■ 遺品の取り扱いに関する希望

.....

《備考》

.....

最大の特徴は、
記載された自分の情報
(希望や想い) を
「なかま」に託すこと

NPO・支援者はバック
アップに過ぎない

つながるファイルを書く会の様子



つながるファイルを『語る』会
では「もしバナカード」を用いて
ACPを実践



緊急連絡先カード

このカードへ記載した私の情報が緊急時に救急隊などへ提供されることに同意します。

自署 :

記入日:



緊急連絡先カードは定期的に更新しましょう!

氏名 かな
性別 男 女

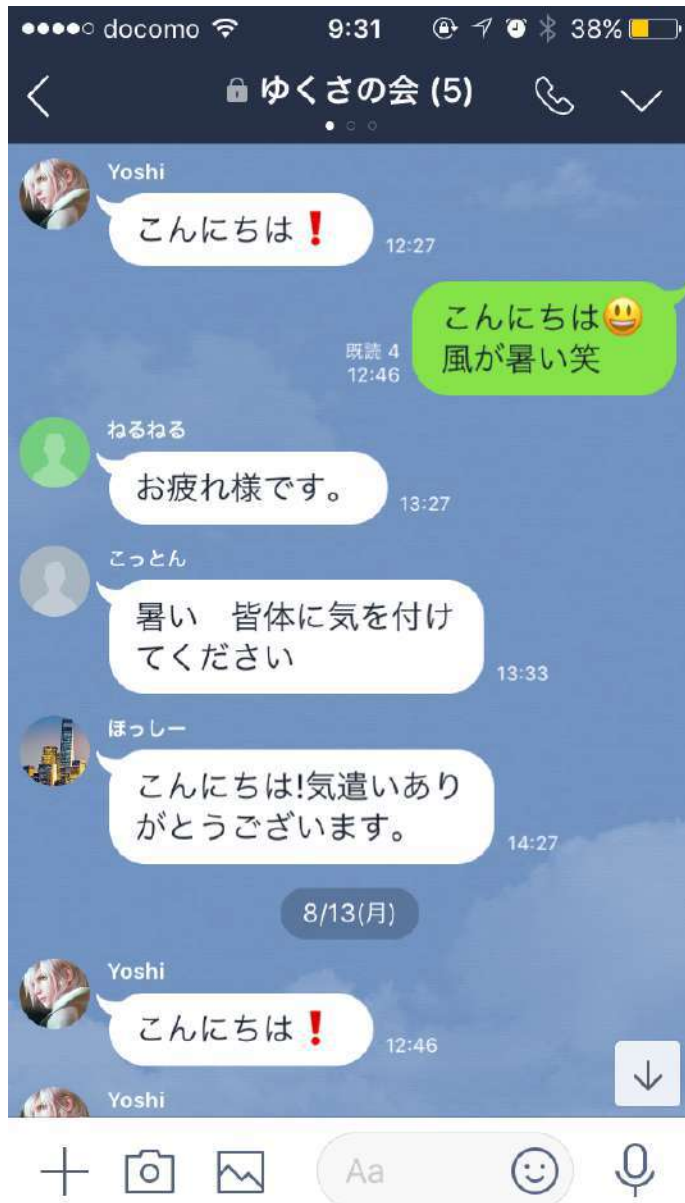
生年月日
TEL(携帯)
TEL(自宅)

緊急連絡先		続柄・関係
氏名・名称	TEL	

血液型 [] アレルギー:
治療中の病気 / 過去の病気
コロナウイルスワクチン接種回数 [] 回
かかりつけの病院 TEL

常用薬

Lineを用いた交流と相互の見守り



- ▶ 高齢者でも簡単に操作しやすい
Lineでお互いにつながる・支えあう活動です
- ▶ 毎日, 必ずひとことは発信する約束をしています
- ▶ 5人でグループを組むと,
ひとりが4人を見守るのではなく,
4人がひとりを見守ることができる!
- ▶ 参加者は「見守られる」だけでなく,
「見守る」という役割を持つ!





鹿児島ゆくさの会の会員
のひとりがお亡くなりになり
20名のなかまが見送った



互助会で実際に起きていること

■ 入退院支援

なかまが入院するとお見舞いに行きます。病状説明をいっしょに聞いたり、手術に立ち会ったり、必要な物を揃えてあげたり。退院のときには4人で迎えに行って、本人の家まで一緒に帰り、ウーロン茶で乾杯したという話も。

■ 買物支援

足が悪い人のちょっとした買い物を支援。

■ 大掃除

部屋をごみ屋敷にしてしまった高齢者の家の大掃除。

■ 送りあい・弔いあい

残念ながらなかまがおひとりお亡くなりになりました。生活保護受給者で通夜も葬儀もなく簡易なものでしたが約20名のなかまが出棺に訪れました

■ (これから) 施設への訪問

なかまの一人が認知症GHに入所することになりました。まだこれからですが。きっと彼らは施設に「元気かあ」と『遊びに』行くでしょう。

「やどかりライフ」という暮らし方の提案

別法人の
NPO法人やどかりサポート鹿
児島（代表は同じく芝田）で
は「当事者主体の居住支援」
を推進している

「やどかりライフ」という 「暮らし方」

「やどかりライフ」とは
『互助をする暮らし方』の事です。
やどかりは、
互いに助け合う暮らしを提案します。

やどかり？

NPO法人やどかりサポート鹿児島
の事です。やどかりでは、住宅の
連帯保証をしています。

ごしょ 互助？

お互いに助け合うこ

NPO 法人やどかりサポート 鹿児島 〒890-0056 鹿児島市中下荒田4丁目30番5号レジデント下荒田403号
TEL. 099(800)4842 FAX. 099(800)4845 URL: <https://npo-yadokari>

私たちは、身寄りがない・身寄りが少ないもの
同士が互いに助け合って暮らす、**仲間**です。

何をしているの？

いつでも
見学に
来て
ください！

働きながら
参加してる
人もいます

- イベント企画・開催→ これまで、季節に合わせて「雑煮会」「お花見」「花火を見る会」を企画し、開催してきました。
- お部屋のお掃除→ 足腰が痛くて片づけが出来ない仲間のお部屋の掃除をして、助け合うこともあります。
- 入院の時の支援→ 入院の時の荷物の持ち運び、お見舞い。手術時の身の周りのお世話。退院時のお迎えを仲間同士で行っています。一番うれしかったのは心配してくれる人がいたことだと言った方もいました。
- 買い物の手伝い→ 足をケガして外出できない仲間の買い物を手伝ったりもしています。

週に1回やどかりサロンにてイベントを行います。参加は自由です。

※会費はありません(イベントによっては参加費が必要です) ※イベントへの参加や活動は強制されるものではありません。

やどかりの居住支援で起きていること

- 携帯電話を持っていない人があるマンションに入居した。
同じマンションに住む住民が、やどかりからの伝言を行ってくれた。
- 土地勘のない人があるマンションに入居した。
同じマンションに住む住民が、やどかりまで同行してくれた。
- 70代男性，認知症の疑い。
認知症のため，諸手続きが自分でできるか疑問があった。
同じマンションに住む住民が，市役所同行，銀行同行，通帳の作成を行った。
- 60代男性，15年以上ホームレス生活をしていた。
ついに生活保護申請を行い，やどかり利用で入居。
同じマンションに住む住民が，マイナンバーカードの作成の手伝いを行い，携帯ショップに同行して，スマホを持つことができた。スマホの使い方も教えている。
(ワクチン接種の申込みも，同じマンションに住む住民のスマホで行った。)

当事者主体の
居住支援



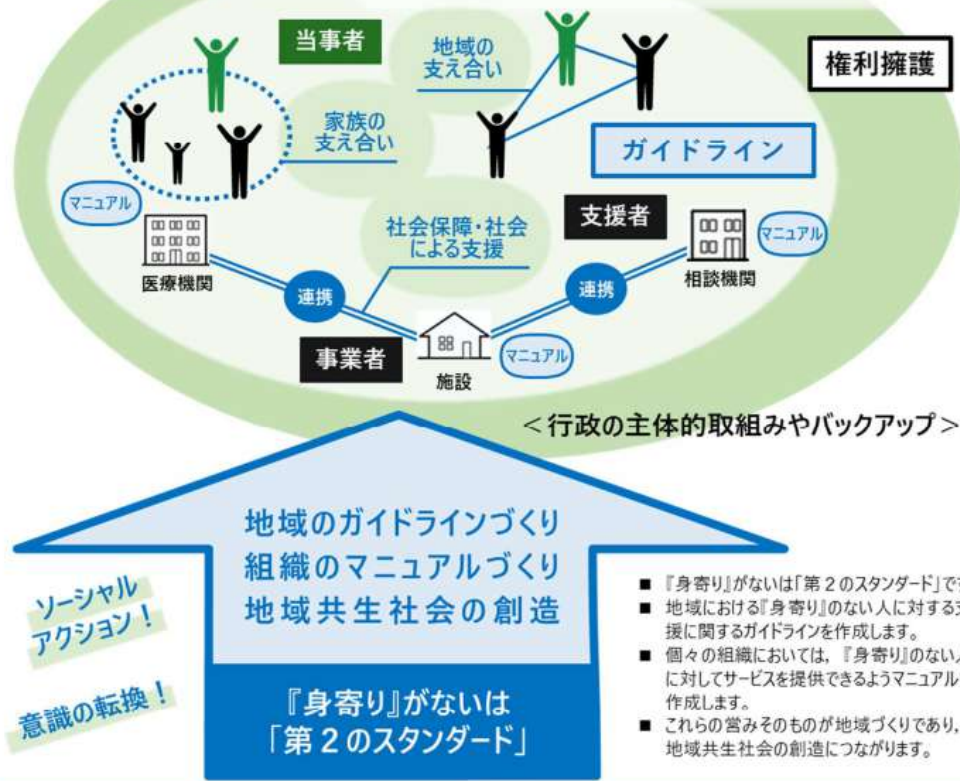
「やどかりライフ」参加者による
同行支援の様子
左側が先輩，右側が新規入居者
銀行手続きに同行している

⑤

『身寄り』問題の解決
を目指して
～地域の行動指針～

『身寄り』が
あってもなくても
安心して暮らせる地域

- 当事者、事業者、支援者による「三位一体」の取組みを展開します。
- 家族、地域、社会がそれぞれの役割を担って個人を支えます。
- 行政の主体的取組みやバックアップが求められます。
- これらは『身寄り』の有無にかかわらず安心して暮らせる地域を創造する権利擁護の取組みです。



<行政の主体的取組みやバックアップ>

ソーシャル
アクション!

意識の転換!

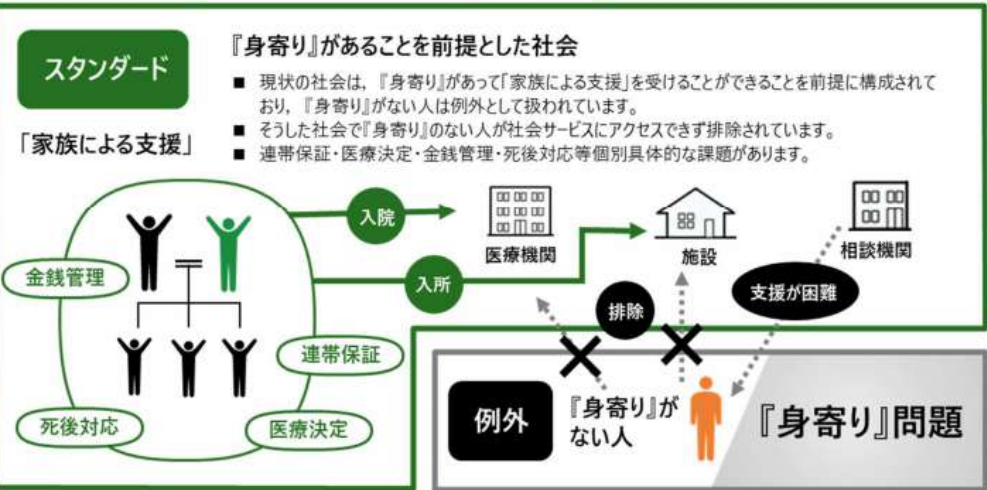
- 『身寄り』がないは「第2のスタンダード」です。
- 地域における『身寄り』のない人に対する支援に関するガイドラインを作成します。
- 個々の組織においては、『身寄り』のない人に対してサービスを提供できるようマニュアルを作成します。
- これらの営みそのものが地域づくりであり、地域共生社会の創造につながります。

『身寄り』問題の解決に向けて

- ▶ 『身寄り』がないはすでにスタンダード「例外」ではなく「第2のスタンダード」ととらえる意識転換が必要
- ▶ 『身寄り』のない当事者自身が、地域とつながり、**支えあい助けあい**を実践する
cf: 鹿児島ゆくさの会
- ▶ 地域全体で、『身寄り』がないひとをどのように支えるかを検討し「**地域ガイドライン**」を作成
cf: 「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」等
- ▶ 相談機関・医療機関・介護施設等は、それぞれに『身寄り』がないひとをどのように受け入れるかを検討し「**マニュアル**」を作成
cf: 江南厚生病院（愛知県）等

ピースは揃いました！
当事者、事業者、支援者、行政、それぞれの主体的行動が
求められています！！

令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業」（NPO法人つながる鹿児島）より

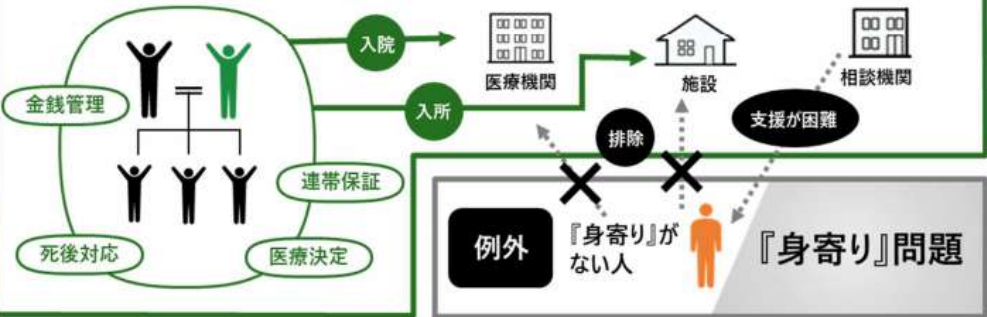


スタンダード

『身寄り』があることを前提とした社会

- 現状の社会は、『身寄り』があって「家族による支援」を受けることができることを前提に構成されており、『身寄り』がない人は例外として扱われています。
- そうした社会で『身寄り』のない人が社会サービスにアクセスできず排除されています。
- 連帯保証・医療決定・金銭管理・死後対応等個別具体的な課題があります。

「家族による支え」



例外

『身寄り』がない人

『身寄り』問題

⑥

成年後見制度の【副作用】
とつながるあんしん事業

①本人を「支援される側」に固定してしまう。

成年後見制度を利用すると、本人は【被】後見人，【被】保佐人などと呼ばれる。

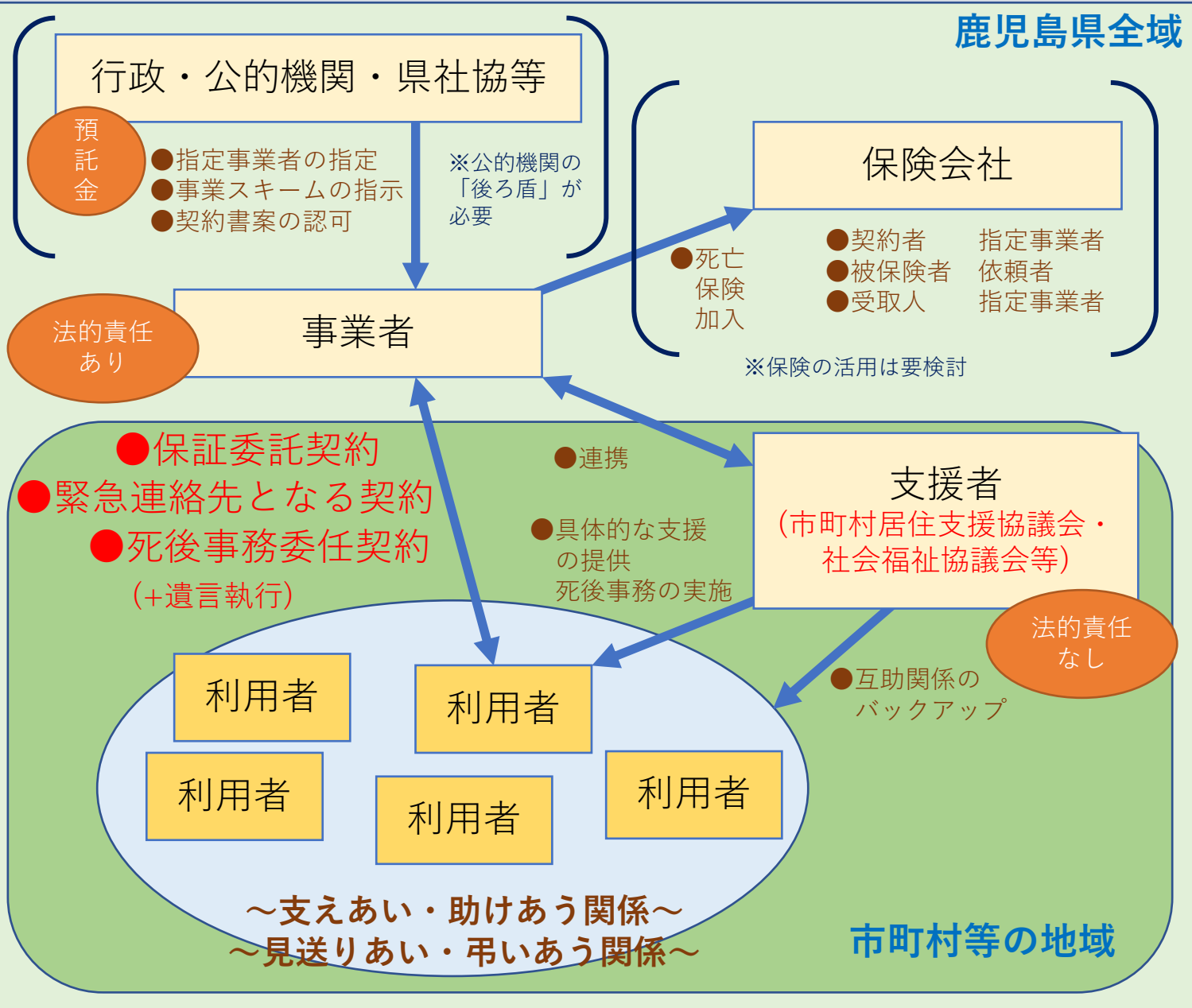
制度上「支援される側」とされ，「支援する側」になる可能性がない。

②本人の「孤立」を固定してしまう。

成年後見制度を利用すると、成年後見人が身元保証・死後対応等の問題を「ひとりで」すべて解決してくれる。

本人は、成年後見人以外とつながる必要がなくなる。

その結果、本人が施設入所しても「遊びに来る人」はおらず、本人の最期にあっても本人を見送り弔う人は・・・



- プラットフォーム
- 行政
 - 居住支援協議会
 - 社会福祉協議会
 - 不動産事業者
 - 大家
 - 町内会等
 - 弁護士・司法書士
 - 介護事業者
 - 遺品整理事業者
 - 社会福祉法人
 - 葬祭業者
 - 権利擁護センター
- 連携

社会的孤立が深化している
単身高齢者が増加している
『身寄り』のない人が増えている
血縁（家族による支援）、地縁等が
漸弱化している
居住・医療・介護・死後の課題等、
様々な「保証機能」が必要とされて
いる



当事者の互助を基盤に、
事業者が契約の相手方となり
地域の支援者と連携して、

- 賃貸住宅入居時に「連帯保証人」となる（「地域ふくし連帯保証」：既存事業）
- 入院・入所時に「緊急連絡先」となりサポートを行う（連帯保証人にはならない）
- 入院・入所時も地域の人がお見舞いする、遊びに行く等、「支えあい・助けあう関係」をバックアップする
- 死亡時には、事業者と支援者が、葬儀・火葬・埋葬・残置物の撤去等の死後事務を確実にを行う
- 地域の人どうしが互いに「見送りあい・弔いあう関係」をバックアップする

当事者の互助を基盤とした保証機能提供と死後事務

「利用」ではない
サービスの提供ではない

- ▶ 互助会に加入すること
つながるファイルを完成させることを条件に
当事者は「つながるあんしん事業」に「参加」することができる
- ▶ 「つながるあんしん事業」への参加と同時に、NPO法人やどかりサポート鹿児島と「入院・入所にあたって緊急連絡先となる支援に関する契約」と「死後事務委任契約」を締結する
必要に応じて、遺言を作成する

- つながるあんしん事業は、『身寄り』がない当事者が地域と「つながる」ことで、病気になったとき、死んだとき等『身寄り』がないことで支障が生じやすい事態に陥っても地域のなかまや支援者が適切に対応できる体制を自ら作り出し、「あんしん」して日々の生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。
- また、つながるあんしん事業は、『身寄り』のない当事者が地域の中で役割を持ち、地域に貢献することを目的とする事業でもあります。
- つながるあんしん事業に参加する『身寄り』のない当事者は、一定の地域や属性ごとに互助会を設立し、当事者どうしで、なかまが入院をしたりけがをしたりして困っているときには互いに支えあい・助けあい、なかまの最期にあたっては互いに見送りあい・弔いあいます。
- つながるあんしん事業に参加する『身寄り』のない当事者は、「つながるファイル」を書き、その内容をなかまに託すことで、『身寄り』がないことで支障が生じやすい事態に陥っても困らないように備えを行います。
- つながるあんしん事業に参加する『身寄り』のない当事者は、当事者どうしの支えあいでは不足する部分を補うために、原則として、事業者と「緊急連絡先となる契約」及び「死後事務委任契約」を締結します。
- 支援者は①当事者が当事者間の互助、支えあい・助けあい・見送りあい・弔いあいがスムーズにまた活発に行うことができるようにサポートし②当事者がつながるファイルを書く作業をサポートし③緊急連絡先となる契約や死後事務委任契約に基づいて事業者が行うこととされている事務や支援を行います。

曾於市の現状と 権利擁護支援について



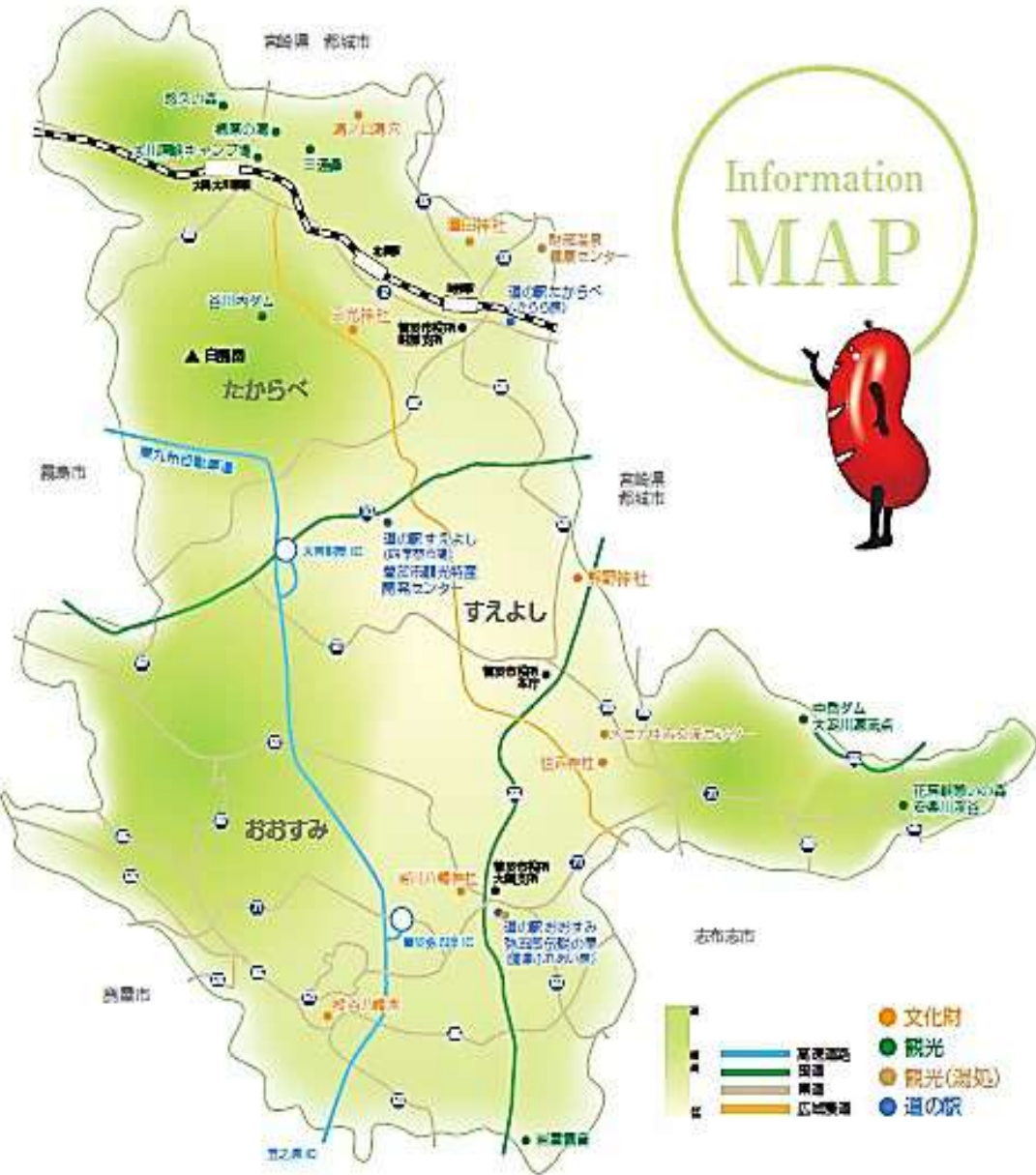
曾於市社協イメージキャラクター
ふくにゃん



曾於市社会福祉協議会 権利擁護センター 坂口 翔吾

令和5年11月14日 成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修
身寄り問題と権利擁護支援

曾於市概要



◆曾於市の人口・世帯数（R5.1 1.1現在）

- ・人口：33,055人
- ・高齢化率：43%
- ・世帯数：17,348世帯
- ・自治会加入戸数 約12,000世帯（加入率70%弱）

◆曾於市の面積

- ・390.14平方キロメートル（鹿児島県総面積の4.3%）

◆曾於市の交通網

市の中央部を東西に国道10号、南北に国道269号が走り、南西部には東九州自動車道、東部には地域高規格道路が整備され、宮崎県の中核都市である都城市まで約15分、志布志港まで約30分、鹿児島空港・宮崎空港まで約1時間の圏域にあります。また、JR日豊本線が市の北部を東西に横断し、流通や情報発信の拠点として期待されています。

◆自然環境

悠久の森（財部）、花房峡、大川原峡、大鳥峡などの景勝地が点在しています。

曾於市 概要

曾於市の人口・世帯数等の推移（住民基本台帳の推移）

年次	世帯	人口	人口増加数 (2005年対比)	一世帯当たり の人員
平成17年（2005年）	18,527世帯	44,017人	-	2.34人
平成22年（2010年）	18,619世帯	40,998人	△3,019人	2.20人
平成27年（2015年）	18,448世帯	38,342人	△5,675人	2.08人
令和 2年（2020年）	17,398世帯	34,564人	△9,453人 (約△630人/年)	1.99人
令和 7年（2025年）	15,266世帯	31,469人	△12,548人 (約△627人/年)	1.99人

推計

※鹿児島県 令和4年報より

前年度と比較し曾於市は（-616人） 県内でも人口減少率が著しい

曾於市 概要

高齢化率

地域	曾於市	鹿児島県	国
年次	割合（県内順位）	割合（全国順位）	割合
平成29年（2017年）	39.2%（11位）	30.8%（19位）	27.7%
令和2年（2020年）	40.5%（10位）	32.5%（16位）	28.6%
令和3年（2021年）	42.5%（8位）	33.3%（15位）	28.9%
令和4年（2022年）	43.1%（7位）	33.5%（14位）	29.0%
令和7年（2025年）	44.3%（ - ）	35.2%（ - ）	30.0%

推計

曾於市社会福祉協議会

理 念

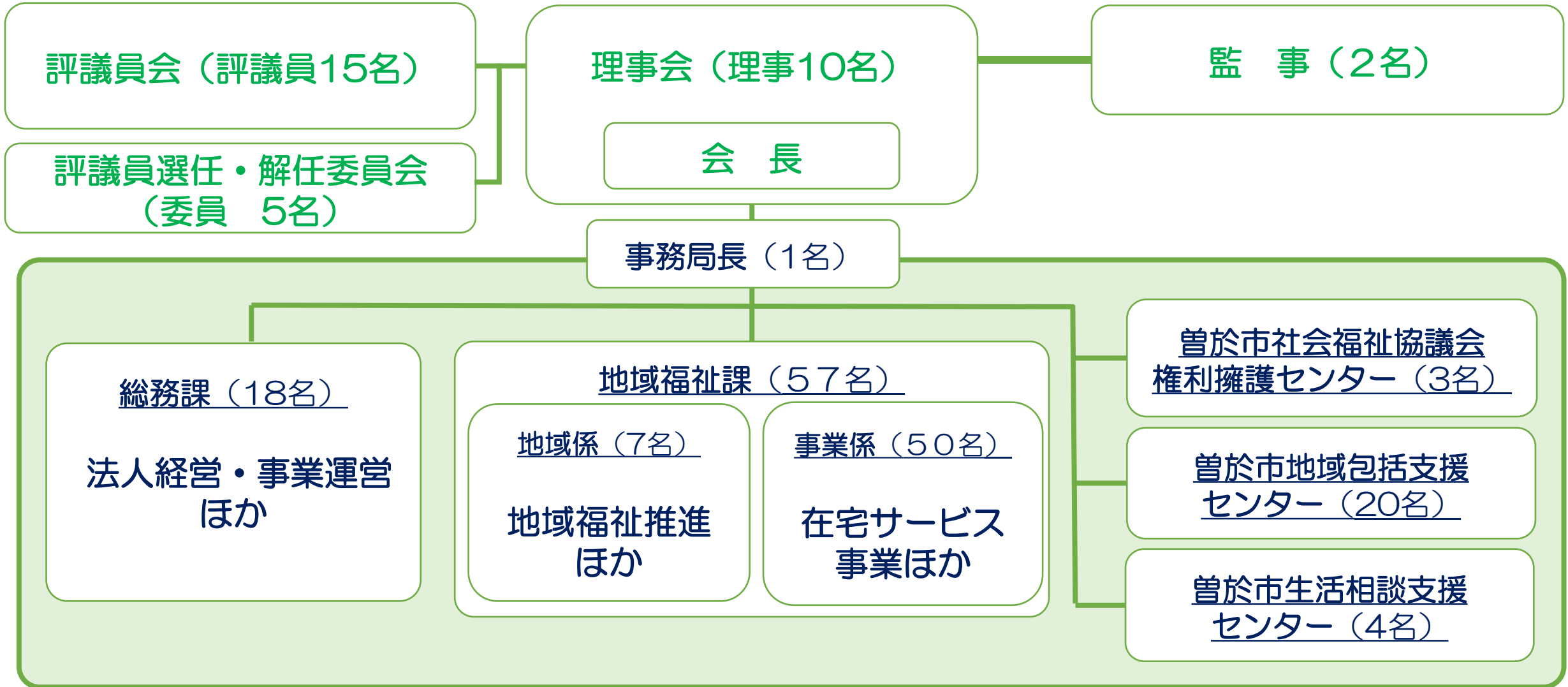
人と人とのつながりを大切に

地域と共に歩む

◆ 「その人の思いによりそう」を心に◆

曾於市社会福祉協議会の概要

組織構成



これまでの状況とセンター設立まで

権利擁護支援等個別支援で出会う利用者

住まいの貧困

多重債務

行政手続き等が出来ない

経済的困窮

ゴミ屋敷・多頭飼育

家計管理できない

近隣とのトラブル

ひきこもり

身寄り問題を抱えている

家族や親族との関係悪化、
権利侵害

自己肯定感の低下、セルフ
ネグレクト

依存症

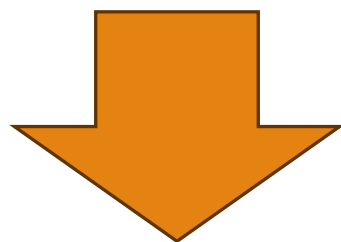
訪問販売等による
消費者被害

知人・友人による金銭搾取

判断能力の不十分な状態＋社会的孤立

利用者の相談も増加傾向。課題も複雑化・多様化してきている傾向にある・・・

果たしてこのままで、関わる方々の権利を擁護していくことができるのか！？



早急に成年後見制度を始め、その他権利擁護支援に関する取り組みの基盤整備が必要

権利擁護センター 平成30年2月設立に設立

○日常生活自立支援事業
（福祉サービス利用支援事業）

○法人後見事業

○成年後見制度中核機関（R3.10～）

○上記事業や権利擁護に関する相談（身寄りの問題等含む）

権利擁護センター職員体制について（R5.10末現在）

権利擁護センター長（事務局長兼務） 1名

権利擁護センター主任（権利擁護センター業務全般） 1名

権利擁護センター一般職 2名（専門員、後見業務、内1名
中核業務従事職員）

福祉サービス利用支援員 20名（社協職員、民生委員 等）

(参考) 曾於市における法人後見と日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用支援事業) の受任・契約件数の推移

法人後見

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
総受任件数	0	1	7	7	9

現在の受任件数 (R5.10現在)

後見	保佐	補助
7	0	0

日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用支援事業)

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
契約件数	31	44	56	55	63	54

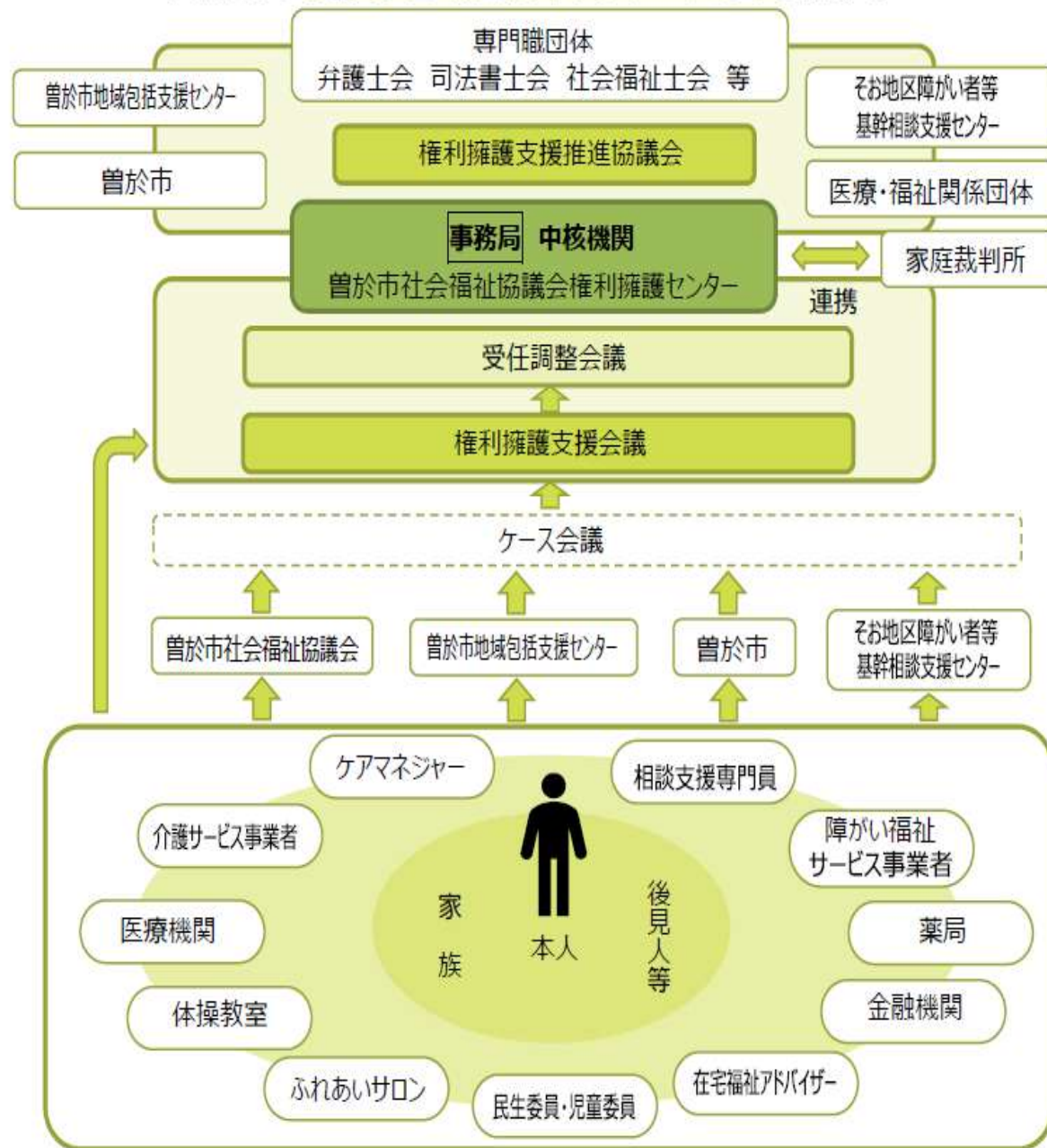
曾於市における中核機関取組状況

地域連携ネットワークの 中核となる機関

法律の専門職や医療・福祉・行政等の各関係者との連携をとる権利擁護支援のコーディネーターとして活動する機関

令和3年10月曾於市より受託
曾於市社会福祉協議会権利擁護センターに中核機関設置

曾於市における地域連携ネットワークと中核機関



広報機能



権利擁護センター説明パンフレット

権利擁護センター説明パンフレットを作成し説明や広報等にて活用をしています。

けんりようご
曾於市社会福祉協議会 権利擁護センター

けいやく てつづ こま
契約や手続きに困っている

なに が 書いてあるのか分からない
なに が 難しくてひとりではできない

かね かんり みあん
お金のやりくり・管理が不安

ねんきん うけと しほろ
年金の受取りや支払いができない
つうちょう かね かんり みあん
通帳やお金の管理に不安がある
しんらい ねんぎ
信頼できるところをお願いしたい

そ あり し す こうらいしや しやう しゃとう ほんだんのうりよく ていか かつ
曾於市に住む高齢者や障がい者等で判断能力が低下した方が
あんしん じぶん く す てつだ
安心して自分らしい暮らしを過ごすためのお手伝いをします

ちひさき さ けた しんばい
地域の気になる方が心配

あくとく ねんぎん じんやしやう
悪徳業者などから認知症の
かた まち
方を守りたい

じぶん こんご しんばい
自分の今後が心配

みよ 身寄りがないので将来が
しんばい 心配。いざという時に備えたい

こ せいかつ しんばい
子どもの生活が心配

おや あと ざいさんかんり
親なき後の財産管理
こ せいかつ まち
子どもの世帯ができなくなった時
こ せいかつ まち
子どもの生活を守りたい

あなたやご家族、知り合いの方の困りごと・心配ごとはありませんか？

せい ねん こん けん せい ど
成年後見制度

ふく し サービス
り よう し えん じ ぎょう
利用支援事業

わかりやすく
ご案内します

しゃかいふくしほうじん 曾於市社会福祉協議会
社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

広報機能



市民向け権利擁護講座

令和4年度より成年後見制度等の制度や権利擁護について知っていただくことを目的に開催



／知ろう！学ぼう！／ みんなで考える権利擁護

令和5年度市民向け権利擁護講座

権利擁護とは、障がい者の方や高齢者の方などで何らかの事情により自分の思いや考えを伝えることが困難な方の権利を保障することをいいます。将来に備えたい方、身寄りがなく不安を感じている方、当事者やそのご家族、地域活動者などさまざまな市民の皆さんのご参加をお待ちしております。



専門職による **無** **料** 講座 & 個別相談



講座の内容 時間 14:00 ~ 15:30 ※要申込み

9月
7
(木)

**成年後見制度と
福祉サービス利用支援事業**
知って安心！権利擁護支援とは
●成年後見制度
オリープ司法書士事務所
新丸 和博（司法書士）
●福祉サービス利用支援事業
曾於市社会福祉協議会

9月
14
(木)

任意後見・死後事務委任
最期まで自分らしく！
生きるために老後に備えよう！
●公証人役場の役割について
●任意後見契約・遺言・尊厳死宣言
郡城公証人役場
久保 朝則（公証人）

9月
21
(木)

障がい者の権利擁護
障がいがあっても自分らしく
安心して暮らし続けるために
●相談事例と当事者の体験談
千代地区障がい者等基幹相談支援センター
吉田 優（所長）

10月
5
(木)

高齢者の権利擁護
地域で暮らす高齢者の
尊厳と権利を守るために
●認知症への理解・高齢者虐待について
曾於市地域包括支援センター
坂元 直美（センター長）

10月
12
(木)

はじめよう！終活
将来に向けて前向きに準備
これからのこと考えませんか？
●おひとり様の終活のススメ
●持ち物・写真整理講座
株式会社 鎌倉新書



個別相談 ※要申込み（各回 先着3名まで）

時間 15:30 ~ 17:00

各回の講座終了後、各回の講座講師による無料相談を
受け付けます。相談希望者はお申込みをお願いします。
相談時間はおひとり30分程度を予定しています。事前に
電話にて当センター職員が相談概要の聞き取りを行います。

- ◆会場◆ おそ生いき健康センター（住所 鹿児島県曾於市末吉町二之方 2342 番地 2）
- ◆申込先◆ 各回開催日の1週間前までに電話・FAX・専用フォームからお申込みください。
曾於市社会福祉協議会権利擁護センター
（電話 0986-72-0460 FAX 0986-72-3455）

 社会福祉法人曾於市社会福祉協議会



専用フォームは
こちらから！

広報機能



権利擁護出前講座

権利擁護にかかわる制度の普及啓発やしくみについて理解していただく機会として、当センターの職員等が地域へ出向き、出前講座を開催



けんりようご 権利擁護 出前講座のご案内

曾於市社会福祉協議会権利擁護センターでは、曾於市に住む高齢者や障がい者等で判断能力が低下した方の権利をまもるため、「成年後見制度」や「福祉サービス利用支援事業」など様々な制度を活用し、安心して地域で暮らし続けることができるようお手伝いをします。

出前講座について

権利擁護にかかわる制度の普及啓発やしくみについて理解していただく機会として、当センターの職員等が地域の皆さんのもとへ出向き、出前講座を開催しています。成年後見制度や権利擁護などの暮らしに役立つ情報をわかりやすくお届けする講座です。ぜひ、ご活用ください！

■ どこでも (会場はご準備ください)

曾於市内ならどこでも伺います！

例えば…

- 自治会、長寿クラブ、サロン、
- 体操教室、ミニデイなどの地域活動の場
- 福祉施設・事業所、障がい者等当事者団体、
- 医療機関、企業等の社内研修 など

■ いつでも

平日 9:00~17:00

土・日・祝日もご相談に応じます。

但し、年末年始 (12/29~1/3) を除きます。

■ 主な内容は？ (講座時間は1時間~2時間程度)

- 地域で暮らす高齢者の権利擁護について
- 障がいのある方の権利擁護について
- 事例で学ぶ成年後見制度 (法定後見・任意後見) について
- 成年後見人の実務と留意点について
- 福祉サービス利用支援事業 (日常生活自立支援事業) について
- 終活 (私のエンディングノートの活用・書く際のポイント) について など

成年後見制度って何？

権利擁護って？

終活って…
何から始めたらいいの？

■ 費用は？

原則、無料です！

■ 申込みは？

希望日の1ヶ月ほど前までに下記へお申込みください。

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター

電話：0986-72-0460 FAX：0986-72-3455

E-mail：kenriyogo@soo-shakyo.or.jp

地域活動や社内研修に
ご活用ください



広報機能



相談



活用ガイドブック作成

権利擁護・成年後見制度の活用に向けた取り組みとして「権利擁護支援会議」を開催。

支援者が本人主体で権利擁護の視点から支援に取り組む際に役立てていただくために会議の活用ガイドブック作成

支援者向け

権利擁護支援会議活用ガイドブック

権利擁護を必要とする方を支援するために

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター



社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

人と人とのつながりを大切に地域と共に歩む

権利擁護支援会議

- ① 権利擁護に関わる支援方針
 - ② 成年後見制度の申立て
 - ③ 成年後見人等への支援
- などが相談できる会議

支援者の抱える悩みに対して、ご本人の権利擁護と支援者をサポートすることを目的に令和4年度より開催。

専門職による多角的な視点で、本人の権利擁護に係る支援方針や意思決定支援、チーム支援の在り方等について、支援チームが助言を得る。



権利擁護支援会議開催予定日

原則 奇数月 20 日

場所 そお生きいき健康センター

参加メンバー

専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）・相談機関・医療福祉関係団体・市・社協・主な支援関係者 等

権利擁護支援会議の実績

令和3年度 1件
令和4年度 4件
令和5年度 3件

(R5.10.31現在)

相談内容	高齢関係	障がい関係
成年後見制度利用前	5	1
申立ての準備から後見人選任まで	1	
後見人選任後	1	
合計	7	1

《検討ケース》

- 後見受任の認知症高齢者の今後の支援方針
- 頼る身寄りがいない（家族と疎遠）在宅の障がい者の金銭管理・入院入所時の身元保証について
- 頼る身寄りがなく（家族と疎遠）施設転所が必要な認知症高齢者
- 家族間トラブルを抱えた判断能力低下が著しい外国籍の認知症高齢者
- 判断能力低下が著しい在宅/施設入所の認知症高齢者
- 身寄りがいない施設入所者の金銭管理・退居となった場合の対応に備えて

後見人のつどい

【令和5年度新規事業】

後見人（保佐人・補助人）等が日々直面する悩みや不安、課題について、後見人同士で意見交換したり、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）との相談を行うことで被後見人の権利を守るための活動の充実を目指します。



対象者

- 後見人（保佐人・補助人）又は被後見人（被保佐人・被補助人）が曾於市在住の方
- 申立て準備中又は後見人となることをお考えの方
- 成年後見制度に関心のある方も可

利用促進協議会

曾於市権利擁護支援 推進協議会

認知症や知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護に係る諸問題に対して協議します。

成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における、法律および福祉の関係者等の地域連携体制を構築するための協議や日常生活自立支援事業の対象とならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱えている人への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題についても協議会で検討します。



参加メンバー

弁護士・司法書士・社会福祉士・医療機関・そお
地区障がい者等基幹相談支援センター・地域包括
支援センター・社協・市役所

曾於市版エンディングノートの作成

令和4年度に曾於市版エンディングノート1,500部作製しました。

※現在、市民の方々へ向けエンディングノート作成や終活全般に関するセミナーを行いながら配布と説明を一体的に取り組み周知・啓発を行っています。



曾於市における身寄りのない方の支援に 関するガイドライン作成に関する経過状況

権利擁護センター研修会

権利擁護センターでは職員、外部専門職等に向けて権利擁護への理解を深めていただくことを目的として定期的に研修会を開催しています。



権利擁護センター研修会の様子

身寄りのない方への支援に関するガイドライン作成に向けた取り組み経過

R4.7.11

権利擁護センター研修会



曾於市ガイドライン作成作業部会の発足

9.22

第1回作業部会

- ・意見交換
- ・作業部会発足までの経緯説明

10.27

第2回作業部会

- ・アンケート調査内容検討

身寄り問題に関するアンケート調査実施

(11月15日～12月16日)

R5.2.10

第3回作業部会

- ・ガイドライン(案)について意見交換
- ・アンケート調査結果報告

R5.5.25

第4回作業部会

- ・啓発・周知方法について意見交換
- ・ガイドライン(案)内容修正

R5.10.4

ガイドライン作成に伴う意見交換会

【曾於市版身寄りのない方の支援に関するガイドラインの今後について】

- 各関係専門職団体との協力・連携体制の構築をしっかりと行いスタートさせる。
- 地域に定着させるための方法を検討。（絵に描いた餅にならない為に） 例：専門職による定期的なガイドライン活用事例検討会の開催 等
- 支援者だけでなく本人も活用できるようなガイドラインを最終的には目指していく。

【まとめ】

- 身近な人が権利擁護の必要性に早期に気づくことができるような周知・啓発活動を進め、その課題に対応・相談できる体制を今後より充実させていく。
- 今後も各関係機関（行政・社協・事業所 等）との協力・連携を大切にしていきたい。
- 権利擁護支援に関する取り組みをはじめ、それぞれの事業を単独で展開していくのではなくしっかりと繋がる事業の展開を目指していく。

身寄りのあるなしに関わらず、誰もが安心・安全にくらすことのできるまちづくりを目指して

ご清聴ありがとうございました。

 **社協公式 SNS** 

地域福祉の様々な情報をお届け！

公式 LINE Instagram

Instagram
開設しました



曾於市社会福祉協議会
人と人とのつながりを大切に
地域と共に歩む

2023年度日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

身寄り問題と権利擁護支援

「地域に根差した権利擁護支援センター」
～知多地域の事例から
ライフエンディング事業・互助会まで～



2023年11月14日

NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長

今井 友乃

知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH(グループホーム)

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長(私)、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

本人の生活をよく知っている生活支援事業所がふさわしいのか？

本人と利益相反の関係にある



後見人にはふさわしくない

後見人は弁護士など専門家がふさわしいのか？

あまりお金がないのに・・・



後見人にはふさわしくない

若者が人生を全うするまで個人で支えるのか？

責任が重大である。途中で自分が先に亡くなるかもこともありうる。



後見人にはふさわしくない

それでは誰が後見人にふさわしいのか？

**継続性・複数の目での
監視体制**



個人より法人

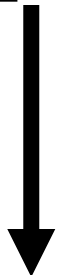
利益相反の考え方



**福祉の直接サービス
をしていない団体**

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体



ちょうどいい団体があった

NPOの中間支援団体

特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

(知的障害の若者が住むGHを運営している組織が相談を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のスタート

取り組みと課題から成年後見センター設立に向けて

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2003	9	知的障害者の生活支援を行っているNPOから、地域福祉サポートちたに相談が入る	
	10	名古屋の弁護士事務所に相談に行く	
	12	名古屋家庭裁判所へ申立をする	
	1		学習会「成年後見について考える」 講師：NPO法人東濃成年後見センター 山田隆司
2004	7	審判がおりる	
	7	知多地域の市町の福祉課に成年後見について必要性の話をする	講演「成年後見制度について」 主催：障害の親の会（県内）
	8		学習会「成年後見・第三者評価」 講師：弁護士等
2005	4		一年間にわたり、8回の学習会を開き、弁護士、先進事例の実践者等を招き、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知した。
	6	知多地域の市町の福祉課に成年後見について資金援助のお願いをする	
	3		

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2006	9	知多圏域の障害の課長会で法人後見の説明をして、資金援助のお願いをする	県内、4か所ほどで講演を依頼され、知多地域での法人後見の実態を話す。
	3	バス視察ツアーの実施(先進地 東濃成年後見センターへ)知多市福祉課長の声掛けで、知多地域の全市町の福祉課職員とNPOと社会福祉協議会が一緒に。	
2007	5	知多地域高齢者・障害者担当課長調整会議が5月に行われる。	県内外、4か所での講演依頼で、必要性を伝える
	6	これより、「5市5町成年後見利用促進事業調整会議等が、8回行われる。担当者、課長、部長それぞれの階級での会議が行われた。この中に、NPOと社協がオブザーバー参加した。	
	7		
	8		「安心安全なまちづくりフォーラム」行政・住民に対する啓発フォーラム、機運を高めるため。講師：佐藤彰一、上田晴男、山田隆司等
	9		
	10		
	11		
	1	NPO法人知多地域成年後見センター設立	
	2	議会で4月からの委託が決定	

知多地域 権利擁護支援センターの体制

1 成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在 知多地域権利擁護支援センター)

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）として

- 平成19年11月 認可申請
- 平成20年 1月 認証
- 平成20年 2月 法人登記
- 平成20年 4月 本格的に事業展開
- 令和4年 4月

知多地域権利擁護支援センターと名称変更
同時に中核機関として設置される。

(2) 財源

- NPO法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料 2,500万円（初年度）
2,800万円（3年目より） 3,200万円（5年目より）
3,900万円（7年目より） 4,500万円（9年目より）
5,400万円（11年目より） 6,000万円（13年目より）
4市5町に変更 6,300万円（15年目より）

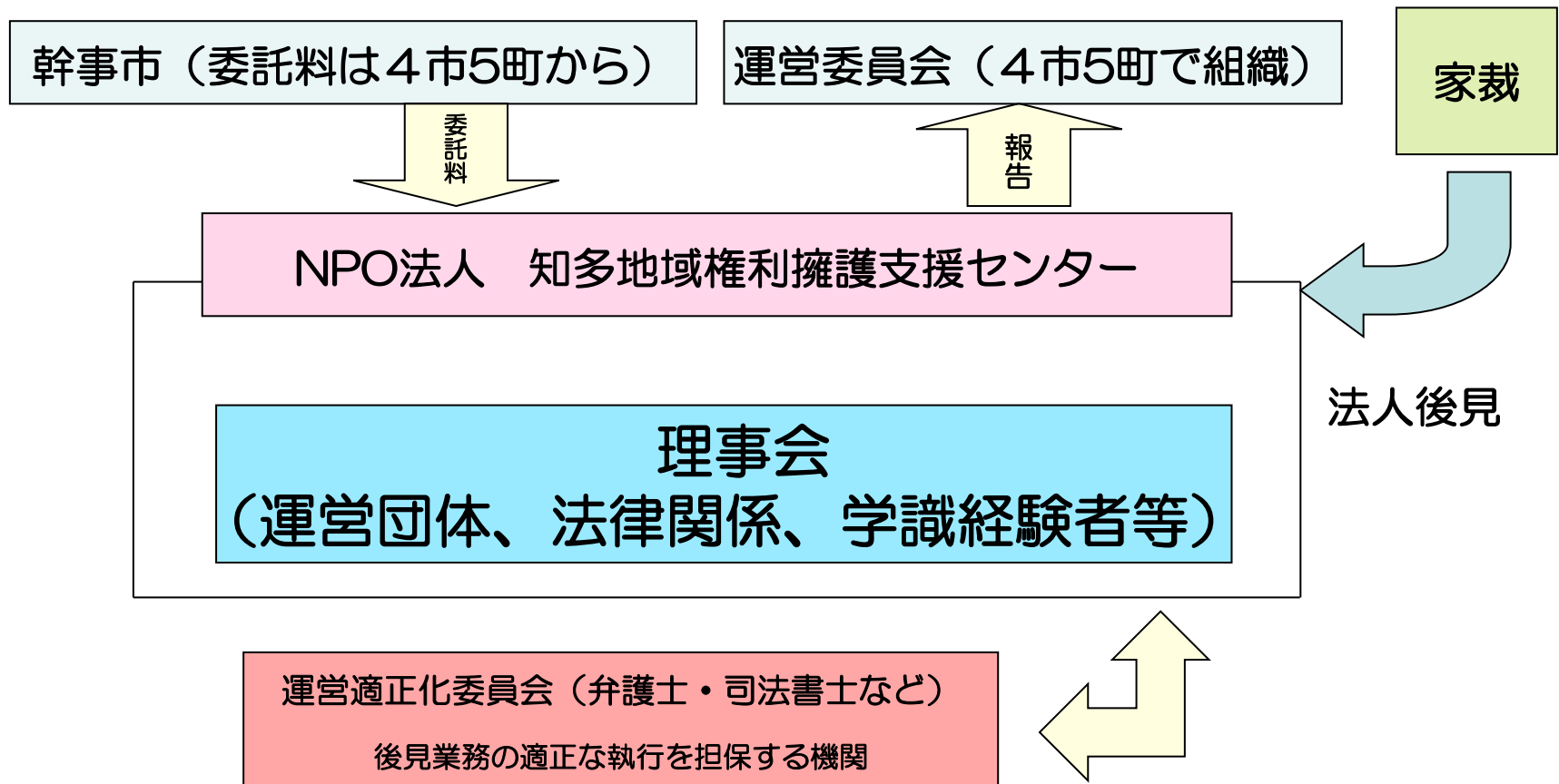
(3) 職員体制

○ 正規職員 9名 (社会福祉士等 男4、女5)

緊急電話当番制 24時間、365日体制 一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与

非正規職員 40名配置 (月1回から週5日まで)
(資格は問わず、信用性が担保できる人物)

(4) 体制図



知多地域権利擁護支援センターの 業務と現状

1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

(1) 中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)
- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関する研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

(2) 法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和5年3月末現在）※()内は死亡者を含む総数
 - 後見類型... 307件（745件）
 - 保佐類型... 200件（352件）
 - 補助類型... 50件（82件）

	後 見					保 佐					補 助					合 計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	41	40	14	0	95	48	37	38	2	125	10	10	8	2	30	250
病院・施設	93	61	43	15	212	22	25	23	5	75	6	6	5	3	20	307
合計	134	101	57	15	307	70	62	61	7	200	16	16	13	5	50	557

- 出前講座

関係団体

- 行政職員研修

毎年2回 行政職員向けの講座

(対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)

- フォーラム等の開催

成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏

成年後見講談 講談師 神田織音氏

成年後見落語 落語家 桂ひな太郎氏

成年後見寸劇 当法人の関係者による劇

成年後見クイズ 関係者全員

- 年間相談件数

903件

知多地域成権利擁護支援センター の特徴

1 NPO法人、社会福祉協議会、行政の協働事業

(1) 全国的にも珍しい展開

2 知多管内4市5町行政の広域的な事業受託

(1) 単独市町として実施困難な事業実施が可能

(2) 成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能

(3) 委託料により、職員の身分も財政的に保障される

3 運営委員会の開催

- (1) 知多管内4市5町の福祉行政担当者と構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 委託事業の業務をチェック

4 運営適正化委員会の開催

- (1) 愛知県弁護士会 高齢者障がい者総合支援センター
アイズ 推薦の弁護士、
成年後見センター リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士 で構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 後見業務等のチェック
- (4) 受任調整会議の機能を付加

5、知多地域権利擁護支援センター職員が 知多4市5町で各種の委員を務める

- 障害者地域自立支援協議会
- 虐待防止連絡協議会
- 地域福祉計画策定委員
- 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

知多地域成権利擁護支援センターが
ライフエンディング・おひとりさま・
互助会に行きついたのは

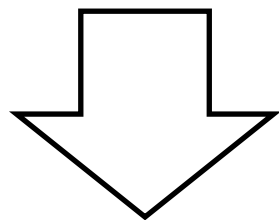
長く法人後見を実施していて 見えてきたもの

- 元々法人後見だけを見ている団体ではない。
- 人の生活を見ている団体
- 地域の困りごとの解決に関わる団体
- 各行政の困り事が集まる。
- 地域の困り事が集まる。⇒困り事か??

知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。



知多地域権利擁護支援センターが行ってきた実践から今後この地域に必要なことを計画立てて行います



知多地域成年後見制度利用促進計画について

取り組む計画項目

- ①国の基本計画に基づく中核機関の整備
- ②後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及
- ③成年後見制度利用の利便性向上と質の確保
- ④虐待対応における専門的な支援体制の整備
- ⑤障害者差別解消法における紛争解決の仕組づくり
- ⑥ライフエンディング支援事業の整備
- ⑦権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備
- ⑧地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化
- ⑨社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進
- ⑩権利擁護の理解を深める人材育成
- ⑪地域における権利擁護の普及・啓発
- ⑫地域福祉人材活用システムの広域的整備

ライフエンディング（おひとりさま）支援事業

「おひとりさまの現状とこれから必要となること」

ライフエンディング(おひとりさま)事業

知多地域成年後見センターでは、知多半島をフィールドに現在約 600 名の方の後見人として関わっております。その相談の中で、「親族がいないから」「親族と疎遠であるから。」という理由で成年後見制度利用を検討されることもしばしばあります。しかし、成年後見制度は判断能力の低下が利用条件の一つです。判断ができるが、親族がいないからという理由では利用はできません。なぜ判断ができるのに、親族がいないから制度利用が検討されるのか。そこには、入院・施設入所・借家借用等の保証人問題が関係しております。今、日本でおきていること、知多半島で起きていることを一緒に学び、私たちにどのようなことができるのか一緒に考えたいと思います。



＜講師＞ 藤森 克彦 氏

講師プロフィール
 日本福祉大学福祉経営学部 教授
 みずほリサーチ&テクノロジーズ社会保険研修センター主任研究員
 韓国に 1999～2000 年まで滞在。福祉政策の政策研究を行った経験を生かして、『マニフェスト』の導入など日本の政治・行政改革について研究
 2017 年 4 月より、日本福祉大学 福祉経営学部 教授を兼任。
 中年未婚者の生活実態と老後への備えに関する分析 ―「単身世帯」と「親と同居する世帯」の比較― 『年金研究』 No.15（公益財団法人年金シンポジウム総合研究集録、2021 年 3 月）
 40 代と 50 代の未婚の正社員における生活上の不安と将来不安 ―有配偶の正社員との比較―（報告後援『人生 100 年時代』長寿社会における新しい生活方・暮らし方に関する調査研究報告書』第 4 編第 2 巻、2021 年 1 月）
 『人生 100 年時代の年金制度 ―歴史的考察と改革への提言』法律文化社 2021 年 1 月（編者）など数多くの新聞・雑誌等の執筆・コメント、講演によるご活躍されております

令和 3 年
 6 月 30 日（水） 開場 14:30
 開演 15:00～17:00
 会場定員 30 名 ウェビナー参加可能

参加費
 無料

内容 おひとりさまの現状とそれに伴う様々な事案について
 会場 知多市福祉活動センター内 大会議室 住所：知多市緑町 32 番地の 6
 主催 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

《参加申込》
 受付期間 令和 3 年 6 月 25 日（金）まで（会場定員には限りがあります）

申込方法 参加者氏名・所属・連絡先（電話・FAX・e-mail 等）・ウェビナー参加の有無を下記申込先にお申込ください
 ※ウェビナー参加の方は後日 e-mail に URL をお送りいたします
 申込・問合せ 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター
 知多市緑町 32 番地の 6
 電話：0562-39-2663 FAX：0562-39-2667
 e-mail：chita-koken@ma.medias.ne.jp

ライフエンディング支援事業

「身寄り問題」

今とこれからを考えるシンポジウム

入院・施設入所・借家借用等の契約時に保証人を求められます。しかし超高齢社会において親族がいない方も増えてきており、保証人不在による問題は他人事ではありません。このシンポジウムはそれらの課題を知り、先進地の事例から私たちにできることを一緒に考えたいと思います。



講師 NPO法人つながる鹿児島 理事長
 司法書士 芝田 淳 氏

登壇者 鹿児島ゆくさの会
 深水 浩二 氏 浜田 義和 氏 望月 智治 氏
 NPO法人つながる鹿児島 理事 河原 晶子 氏
 日本福祉大学 教授 藤森 克彦 氏
 東海市役所 高齢者支援課 井上 綾 氏
 半田市社会福祉協議会 上口 美智代 氏
 知多地域成年後見センター 今井 友乃

内容 身寄り問題と今後必要となることについて

会場 東海市市民活動センター 大会議室
 住所：東海市大田町後田 20 番地の 1 ソラト太田川 3 階

令和 3 年
 12 月 4 日（土）

会場定員 30 名 ウェビナー参加可能

参加費無料

開演 13:30～16:30



《参加申込》
 受付期間 令和 3 年 11 月 30 日（火）まで（会場定員には限りがあります）
 申込方法 参加者氏名・所属・連絡先（電話・FAX・e-mail 等）・ウェビナー参加の有無を下記申込先にお申込ください
 ※ウェビナー参加の方は後日 e-mail に URL をお送りいたします
 申込・問合せ 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター（知多市緑町 32 番地の 6）
 電話：0562-39-2663 FAX：0562-39-2667
 e-mail：chita-koken@ma.medias.ne.jp
 パソコン、スマートフォンからお申込みの場合は
 右記 URL または QR コードをご利用ください。https://forms.gle/InMID9SkAzGaq9nu9



主催 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

- ◆起きている課題を地域に発信し、知ってもらおう
- ◆先進地の取り組みから、この地域で何ができるかを考える仲間を増やす

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

法人後見のメリット

- ① 継続性
- ② 困難事例に組織全体で取り組める
- ③ 法人社員それぞれの専門性の発揮が期待できる
- ④ 組織形態がしっかりしているので安全性が高い

知多の活動の映像

<https://youtu.be/tn8yeTockpo>、
<https://youtu.be/7frWlgHvTYo>

<https://youtu.be/q6-js3nZuZE>

後見人として仕事の内容に含まれないこと

- ・医療同意
- ・入院・入所の身元引受人、身元保証人
- ・介護や看護の事実行為
 - 食事・排泄・入浴の介助
 - 毎日の買い物支援
 - 家事労働
 - 外出支援・送迎など

当センターは、事実行為をすることもある



行政の委託があるからできる

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？

人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限り続きます。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。

正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？

いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。

たくさんの人に相談しましょう。

(5) 11月22日 大阪府 大阪市

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修 ～新しい金銭管理を模索する～

「第二期成年後見制度利用促進基本計画モデル事業を通して見る地域づくり」

令和5年11月22日（水）

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

権利擁護支援担当長 安藤 亨

（前・厚生労働省成年後見制度利用促進室係長）

- 地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。



（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

- 2025年には、団塊の世代が後期高齢となる社会を迎えます。また、家族や地域との関係性の変化により、身寄りを頼ることができない、地域社会とのつながりが薄いなど、孤独・孤立の状態にある方が増えています。
- さらに、認知症や知的障がい・精神障がいなどがある場合、生活を考え決めることが一人では不安であり、生活に困っていることすら気付けないことがあります。
- このままでは、必要な手続きがわからない（できない）ため、必要な制度やサービスにつながらず、安心して暮らすことができなくなってしまいます。ましてや、その人らしく望む生活をするのは難しいといえます。

身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある豊田市民 ※

6,000人程度

※ 豊田市は、企業城下町として発展してきた都市特性から、就労を機に豊田市で暮らし始める市民が多い。
※ その結果として、身寄りを頼ることのできない市民が多く生活している。

豊田市における2025年の認知症高齢者数

19,000人程度

豊田市における2025年の知的障がい者数

3,700人程度

豊田市における2025年の精神障がい者数

4,400人程度

豊田市民 **42万人**



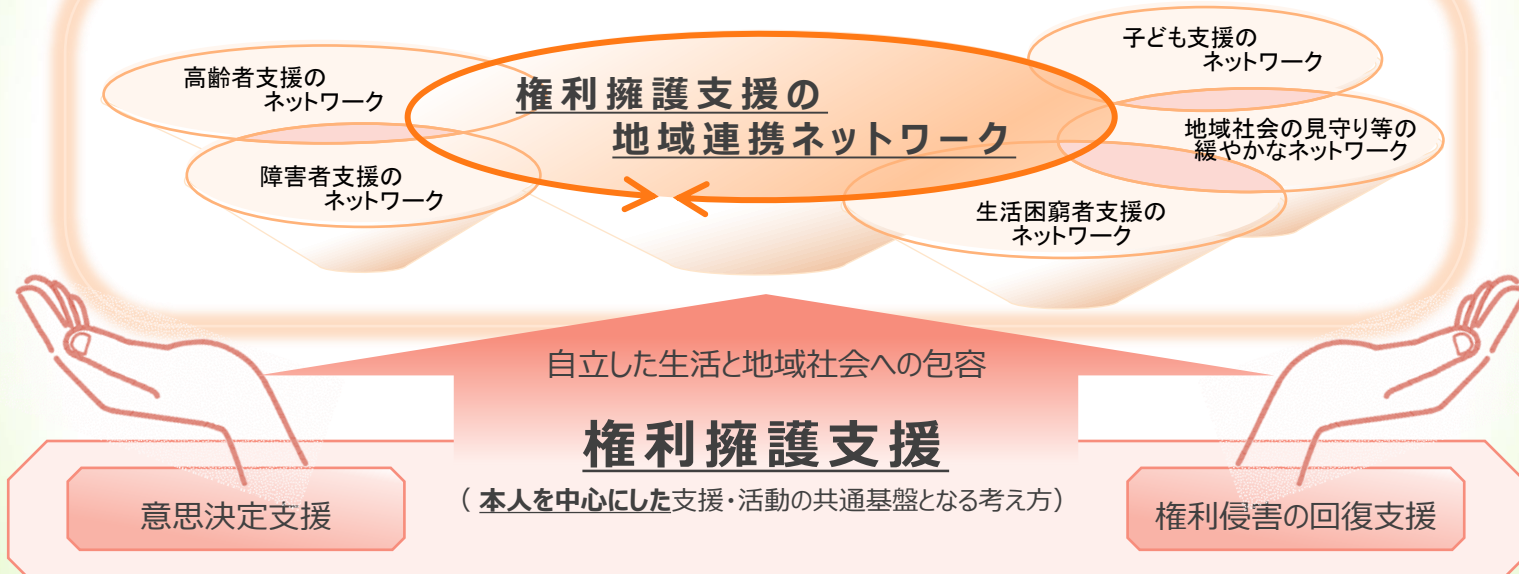
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、*住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、*障害の有無にかかわらず*尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で*支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、*本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、*「権利擁護支援」を位置付けた。

- ① 地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における*本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。
- ② 意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための*支援活動。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- 第二期成年後見制度利用基本計画では、平成12（2000）年以来、大きく見直しがされてこなかった成年後見制度について、その見直しに向けた検討を行う旨が言及されている。主な論点は、必要性（必要な時や場面において必要な分だけ）や補充性（他の支援などを行ってもそれでも不足するところを補充する）の原則の導入など、成年後見制度の利用場面が限定的なものにできるかという点である。
- 成年後見制度側から見れば、これまで成年後見制度で広く捉えることができていた部分の支援、例えば日常的な金銭管理などについては成年後見制度以外のものによって支えられる仕組みを構築する必要があり、他方、国民や権利擁護支援（福祉）側から見れば、日常的な支援の中でいかに権利擁護支援を適切に確保できる体制を整え、真に必要な場合だけ成年後見制度を使えるようにするため、総合的な権利擁護支援策の充実が求められている。

◆ 成年後見制度等の見直しに向けた検討 ◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

成年後見制度の在り方に関する研究会

◆ 総合的な権利擁護支援策の充実 ◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

(参考) 日常生活自立支援事業の概要

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。(令和3年度末現在の基幹的社協等は1,578カ所)(補助率)1/2

<事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。
(令和3年度末実利用者数は56,549人)

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数 (人)	22,287人	14,111人	17,111人	3,040人	56,549人

<援助内容>

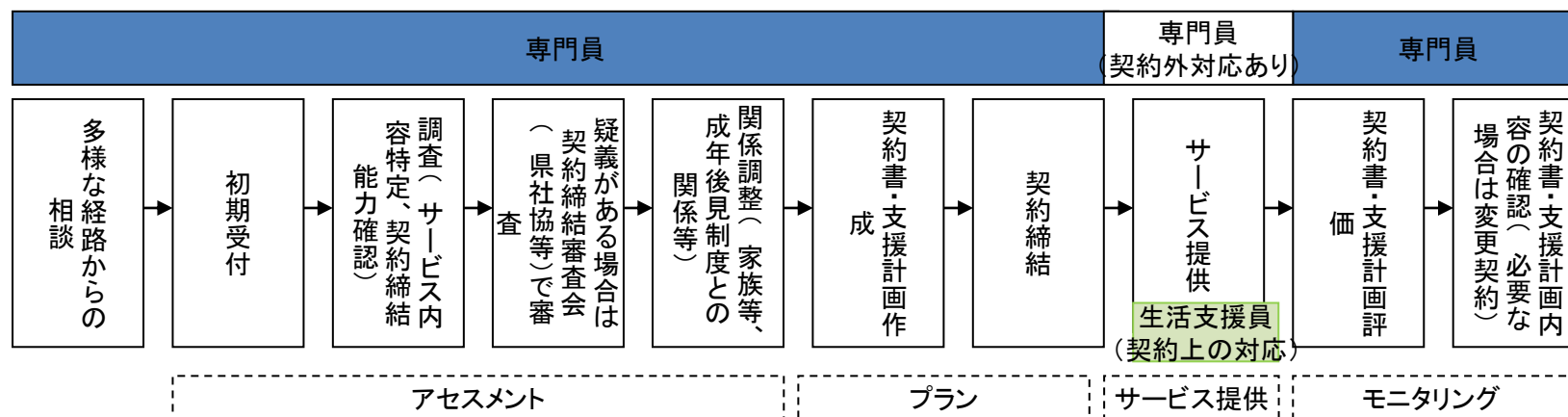
- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、
日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

(参考) 日常生活自立支援事業の担い手・実施方法・援助のプロセス

担い手・実施方法

- 専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)により実施。
 - * 全国1,578カ所の基幹的社協等に3,842人の専門員と15,845人の生活支援員を配置。(令和3年度末現在)
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行う。
- 生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。

援助のプロセス



* 介護保険法、障害者総合支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

令和6年度概算要求額 **1.8億円 (98百万円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。**(35カ所 → 40カ所)**
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図りつつ、取組拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行い、その成果を当該手引きの成案策定に反映する**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

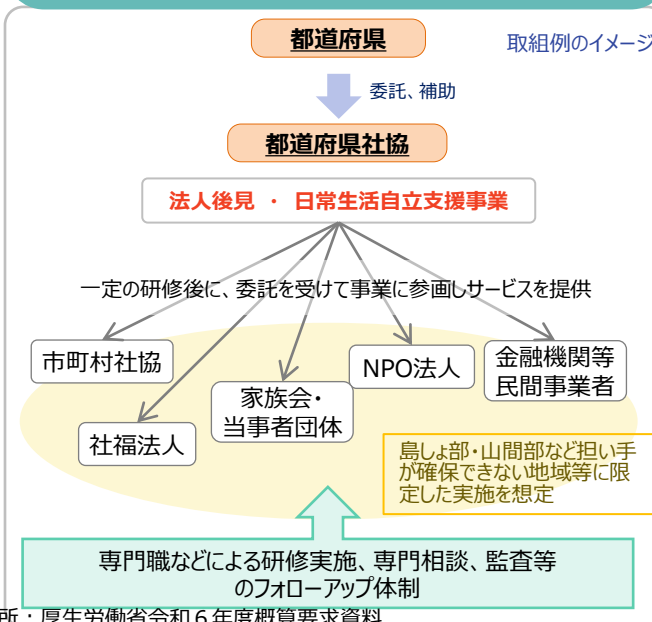
〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

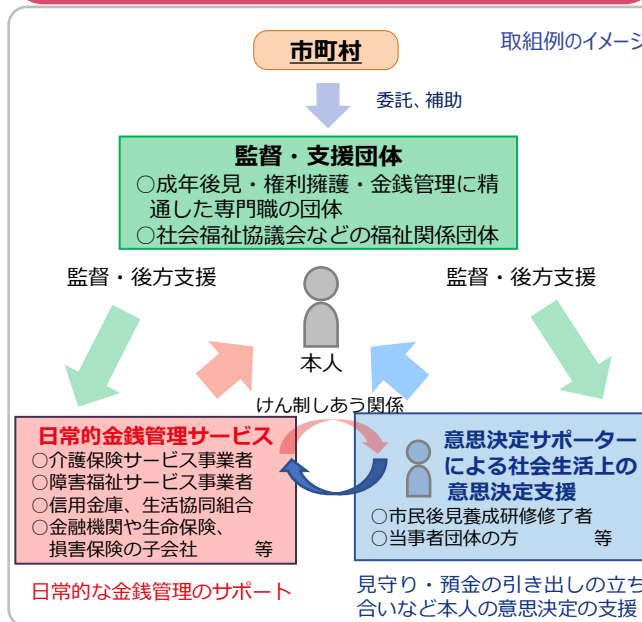
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



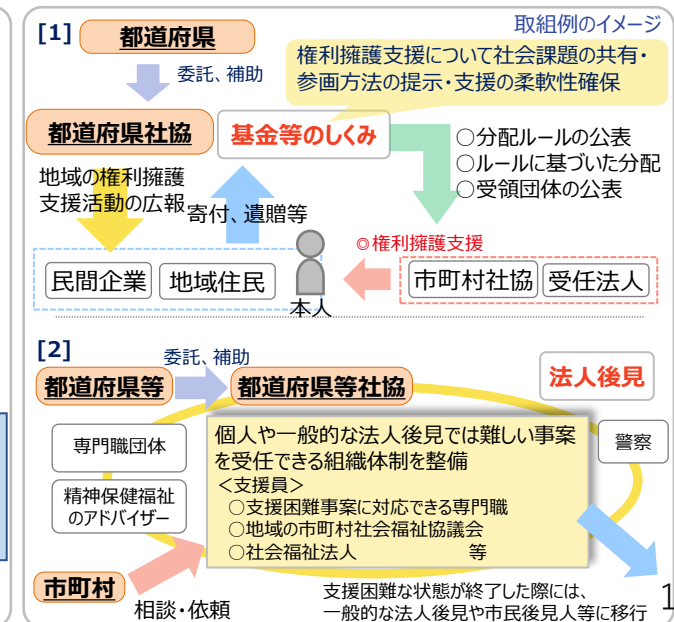
2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



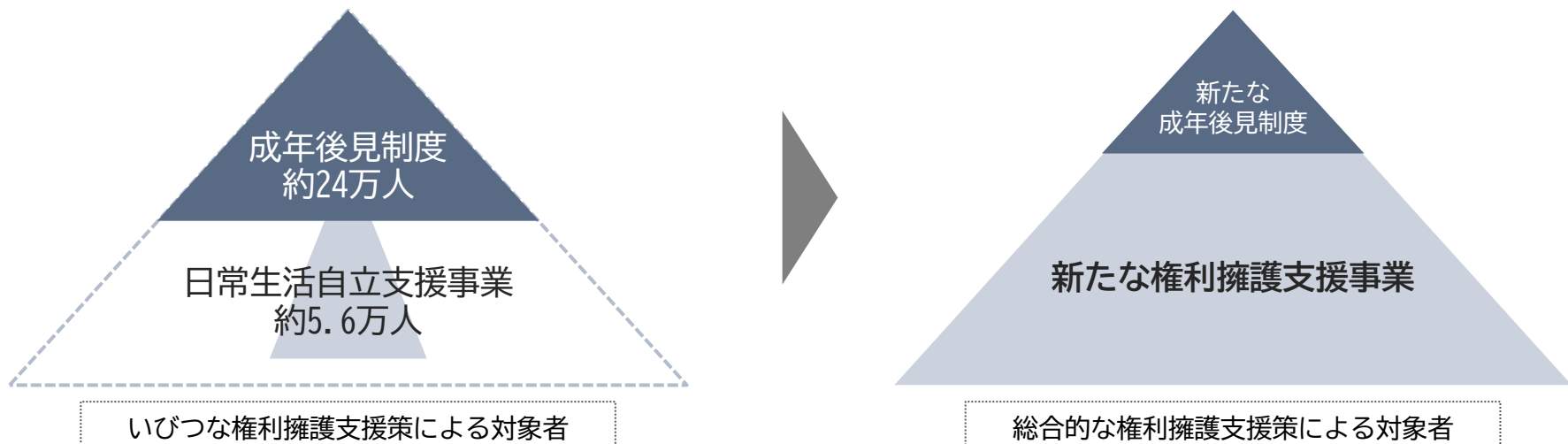
3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

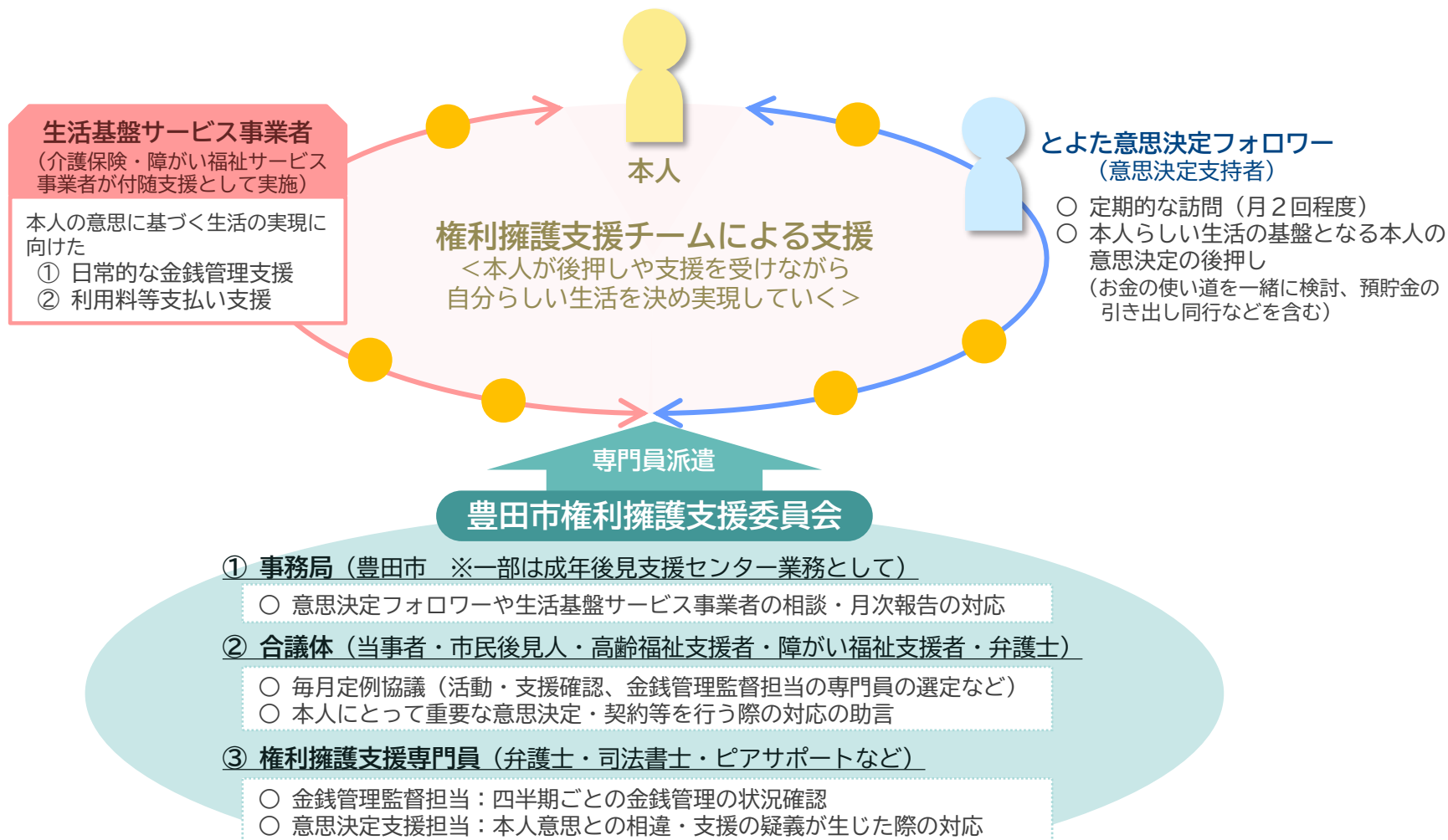


「対象者をどう考えるか」に関して

- 日常生活自立支援事業とモデル事業を、対象者の観点から比較するのはナンセンス。
- なぜならば、現在のいびつな状況下で、日常生活自立支援事業（の体制）により、本当に必要なニーズに対応できているのかについて、そもそも疑問があるため（つまり対象者は、ほぼ同じであると考えている）。
- また、対象者を議論するには、どこまでを射程とするのかの整理が重要。
 - ① 第二期計画で示された広義の権利擁護支援（その支援が必要な人）なのか
 - ② 第二期計画の対象となる狭義の権利擁護支援（判断能力が不十分な人）なのか
 - ③ 頼れる身寄りがない人への支援なのか
- その上で、あえて対象者を議論するならば、日常生活自立支援事業とモデル事業の仕組み（構造）の違いから考えることも一つ。

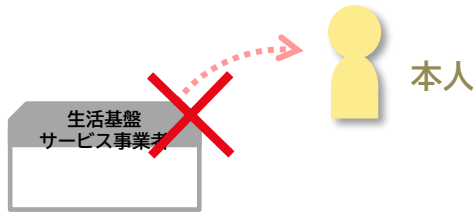


- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



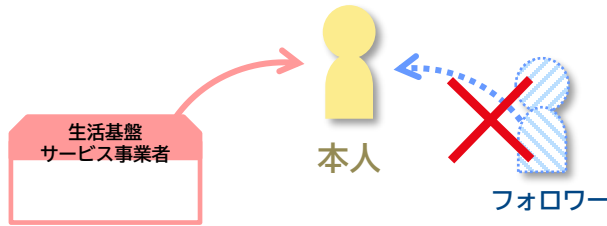
- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、市の指定により日常的な金銭管理等の「生活基盤サービス」を行う事業者と、本人の「意思決定」を支持するフォロワーの双方が、仕組みとして本人に関わることがポイントである。また、定期的な金銭管理の確認や、本人にとって重要な意思決定支援を行う際には、権利擁護支援委員会による対応を行う。
- 判断能力が不十分などにより助けを求めることができないなど弱い立場にある権利擁護支援が必要な方に対して、適切な形の支援を実施するためには、これらの関わりを仕組みとして整備することが極めて重要である。

公の関わりがある生活基盤支援サービスでないとうなるのか？



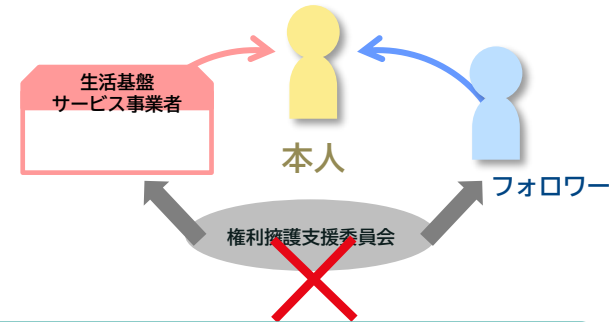
- 金銭管理などの支援は、現在は家族を前提にしている内容なので、頼れる家族がない人の場合は、地域生活を継続できなくなってしまう。
- 透明性のない支援を受けたとしても、本人が権利擁護支援を必要としている人の場合、SOSや契約解除を言えず、不適切な支援を受け続けざるを得ない可能性がある(cf.近隣市の養護老人ホームの件)。
- 日常的な金銭管理は、低所得者であっても、高額所得者であっても全ての市民に必要な支援であることから、一定のルールの下で支援の質と内容を提示できる必要がある。

意思決定フォロワーの関わりがないとうなるのか？



- 本人の意思に基づく本人が望む生活をできない場合、本人の力が損なわれ自分らしく生きられず、結果、支援の度合いが増す可能性がある。
- サービス提供(事業者)と享受(本人)という関係性だけでは、本人が訴えを言えないこともあり、健全な関係性を維持できない(情報の非対称性や支配関係のリスク)。
- 家族が定期的に本人の様子を看ることができるときは、上記のリスクを回避することができるかもしれないが、頼れる家族がない人の場合、上記のリスクは極めて高い。

権利擁護支援委員会が関わる仕組みでないとうなるのか？



- 本人と生活基盤サービス事業者との2者間の関係性だけでは、透明性の担保ができない。
- 生活基盤サービス事業者に一定のルールを示すだけだと、質の担保と、不適切な事象が起きた際に介入権が不明確になってしまう(cf.有料老人ホームでの虐待対応)。
- 支援者の都合による支援、良かれと思っただけの結果が機会や経験を奪うなどの可能性。
- あまりに重要な意思決定をフォロワーだけに任せてしまうと、市民であるフォロワーに大きな負担が発生。

	高齢者であるAさんのケース
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70代女性(要介護4→5、認知症)。特別養護老人ホームに入所中。
意思決定フォローの活動	<p>【とよた市民後見人受任者】 月2回、施設に訪問して、1時間程度お話ししている。 (市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実)</p> <p>①2022.12訪問時 お団子が好きで、食べたいとの会話をした。そのため、フォロワーが後押し。 本人→施設「お団子が食べたい。」 施設→本人「お正月に食べますか？」との提案があった。</p> <p>②2023.1訪問時 本人→フォロワー「管理されていて自由になるお金はない(あきらめ)。」「 本人→施設「お団子を買ってほしい。」(okが出た)</p> <p>③2023.2訪問時(1回目) 本人→フォロワー「お団子は食べられていない。」(その後、食べる事ができた)</p> <p>(関係性の濫用(への発展の可能性)に対するけん制効果)</p> <p>①2022.12活動報告(抜粋) ・ 自由になるお金はない。</p> <p>②2023.3活動報告(抜粋) ・ お金の事をスタッフに聞いても、「ない」と言われる。年金があるはずなのに、どうなっているのか。</p> <p>③2023.5活動報告(抜粋) ・ お気に入りだったピンクのひざ掛け。「ひざ掛けをしている写真がある。見せたい。」と見せてくれた。 ・ どこにいったのかスタッフと話したいのかを本人ともう一度話してみる(今までは本人はあきらめている)。</p> <p>④2023.6活動報告(抜粋) ・ 何度もトイレに連れていかれる(「イヤ」と言えない。言っではいけないと思っているよう)。</p>



高齢者であるAさんのケース	
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> 70代女性(要介護4→5、認知症)。特別養護老人ホームに入所中。
生活基盤サービス事業者の支援	<p>【社会福祉法人C <介護保険サービス事業者(特別養護老人ホーム)>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。 元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるように調整。 施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。 残金が少なくなった場合、施設職員が社協より必要額を受け取る。受領した施設職員は施設事務所で保管している出納簿に記入して、金額を追加する。 支払い等が必要な場合、対応する職員が事務職員の確認を受けた上で実施する。
権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)の監督	<p>【豊田市内の司法書士(リーガルサポート所属)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023.4.21 施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施。 現金、出納簿、根拠書類などを確認。 社協より現金を預かった施設職員が自身で出納簿を通じて、追加していたため、社協とのやり取り(受領書など)を残すことや、当該職員以外のものが出納簿に受け入れを記入することに改めるようを指摘。 次回は7月に実施する予定。

	障がいのあるBさんのケース
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50代女性(知的障がい、療育手帳あり)。市内のアパートで1人暮らし。市内の民間企業で清掃業務などに従事。
意思決定フォローの活動	<p>【とよた市民後見人養成講座修了生】 月2回、自宅等に訪問して、1時間程度お話ししている。 (市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実)</p> <p>①本人の従前からの気持ち 「痛い痛いって言っても尋ねても、なかなか病院に(連れて)行ってもらえなくて。」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん(事業者)が聞いてくれなくて。」「私の痛いのを誰もわかってくれない。」(手術を悩んでいた)</p> <p>②2023.2訪問時 本人→フォロワー 「手術した方が良いですか？」 フォロワー→本人 「(手術をした方が良いかの答えは)フォロワーとしては言えない。」「Bさんの気持ちで医師に伝えてくださいね。」</p> <p>③2023.2末 本人→医師 「頭が痛いから手術してください。」(その後、入院・手術に)</p> <p>④2023.3訪問時 本人→フォロワー 「まだ少し痛みは残っている。しかし薬で痛みが治まるので、これについては良かった。」</p> <p>(関係性の濫用(への発展の可能性)に対するけん制効果)</p> <p>①2023.4訪問時 本人→フォロワー 「(Kさん(事業者)の話し言葉が)速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。」「フォロワーから伝えてほしい。」「もっとゆっくりと私たちの頭についていけるように話してほしい。」 フォロワー→本人 「Kさん(事業者)にお願いするしかないですね。」</p> <p>②2023.5訪問時(1回目) 本人(フォロワー同席)、Kさん(事業者)、施設長と話し合い</p> <p>③2023.5訪問時(2回目) 施設長からKさん(事業者)に話すことを進められた。フォロワーがそれを後押しし、本人→Kさん(事業者)に伝えた。 本人 「Kさん(事業者)もゆっくりと話してくれるようになった。」「自分も『もう一度、言ってほしい。』と言えるようになった。」「施設の人に想いを話すと、嫌われると思って心配していた。」</p>

障がいのあるBさんのケース	
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> 50代女性(知的障がい、療育手帳あり)。市内のアパートで1人暮らし。市内の民間企業で清掃業務などに従事。
生活基盤サービス事業者の支援	<p>【社会福祉法人D <障がい福祉サービス事業者(共同生活援助)>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。 通帳と印鑑を法人で管理。 本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。 上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。 サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。 本人が現金管理。 本人は支払い等の記録を毎週つける。それを見ながら、事業者が毎週残金状況をチェック。
権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)の監督	<p>【豊田市内の弁護士(愛知県弁護士会所属)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023.5.30 法人本部を訪問して、金銭管理の支援の状況をヒアリング。 2023.6 実際に、本人がつけている支払記録簿と根拠資料、通帳を確認。 毎回ではなくても良いが、監督の際に、本人に同席してもらい、様子などをヒアリングできると良いとの提案がされた。



対象者の状況に応じた今後の権利擁護支援策のイメージ ～法定後見終了場面を中心に～

※基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる（第二期計画p4）

施設等による事実上の支援 / 家族等による事実上の支援

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

法的課題の発生（債務整理、遺産相続、入所・入院契約、預貯金解約、虐待など）

法定後見制度（必要な範囲・期間で利用できるようにすること等の見直しを検討）

専門職後見

法的課題の解決（代理権・取消権の行使）

生活の安定

本人又は後見人等による契約締結

【契約】

頼れる身寄りなし

日常生活自立支援事業、モデル事業②など
公的サービス
※無料又は低額を考慮

民間サービス

※実態把握や課題の整理を踏まえた対策を考慮

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

法人後見

親族後見

市民後見

モデル事業①

モデル事業③-2

※適切な後見人等の選任・交代を推進
注：上記後見人等の記載は例示

低
支払能力
高

（注）本資料は、意見交換のために、事務局において作成した一つの模式（イメージ）であって、様々なケースを網羅的かつ画一的に表しているものではない。

- 市民後見人の育成など市民による権利擁護支援活動を進めることには、大きく2つの意義がある。
- 1つ目は「市民の尊厳のある生活の確保」の意義。権利擁護支援活動に関わる市民は、判断能力が不十分で孤独・孤立の状態にある本人に対し、同じ地域に暮らす生活者の立場であるからこそ、本人と同じ目線で考え、話し、支えることができる。その結果、本人は地域と接点を持て、そして自分らしい生活につながるができる。
- 2つ目には「社会参加の促進」の意義もある。権利擁護支援活動に関わってもらう市民は、もうひとりの「本人（主役）」である。権利擁護支援活動で活躍する市民自身が、その活動を通じて地域・社会の様々な関わりに参加し、やりがいや生きがいなどを感じられるようになることも、この取組の重要性だと言える。



市民による権利擁護支援
活動を進める2つの意義

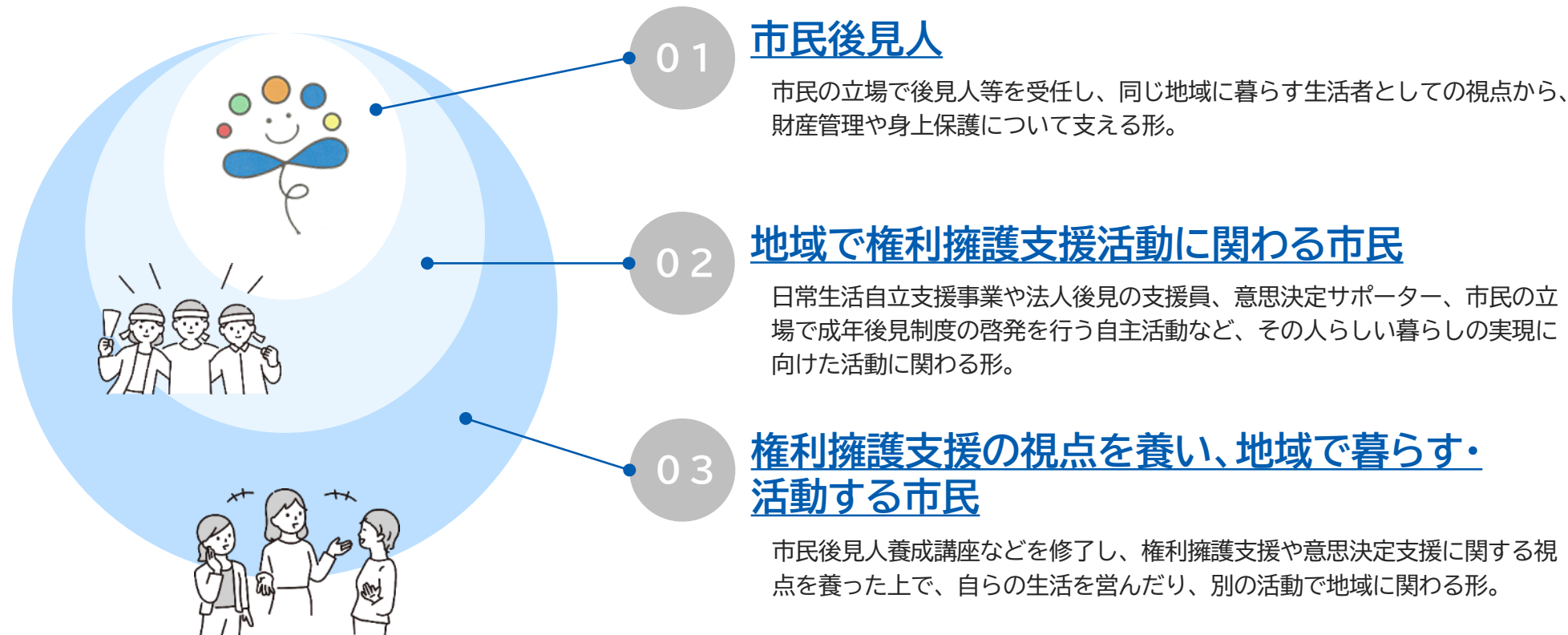


市民の尊厳のある生活の確保
(いわゆる支え手の視点)



**権利擁護支援活動で活躍する
市民自身の社会参加の促進**
(社会参加の視点)

- 市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門家でなく、親族以外の市民による後見人等を意味する。
- 豊田市においても、市民後見人養成講座を開始した当初は、成年後見制度の担い手の確保の観点から市民後見人の育成を進めてきたが、徐々に、講座修了生の自発的な活動が生まれたり、新たに開始した意思決定フォローとして活躍する人などが増えてきた。
- こうした拡がりとは、地域を元気にすることにつながるものである。つまり、市民後見人の育成は「人づくり（学び合い）と地域づくり」と捉えながら、進めることが重要。



- 地域で生活するという事は、自分一人や家族が健康であればよいという考えから、地域の人がお互い助け合うことが重要であることに意識が変化した。
- 地域の高齢者と関わりを持つようになった。
- 障害のある方に対する、無意識ながらの偏見のようなものが払拭された感がある。
- ちょっとした目の前のことや人などに、気づけるようになった。
- 人々はつながっていると感じるようになった。



03

権利擁護支援の視点を養い、地域で暮らす・活動する市民

市民後見人養成講座などを修了し、権利擁護支援や意思決定支援に関する視点を養った上で、自らの生活を営んだり、別の活動で地域に関わる形。



地域共生社会の実現 に向け、判断能力が不十分な状態や社会的障壁により権利擁護支援が必要になっても、頼れる身寄りがない孤独・孤立の状態になっても、**市民の尊厳のある生活の確保** ができるよう、必要とされる支援と **社会参加の促進・地域づくり** を一体的に捉えながら進める **市民・地域・支援者・社協・行政の共働**による**地域福祉の取組**

「三色の機能を地域でどう確保していくか」に関して

- 「権利擁護支援の地域連携ネットワークで養ってきた司法と福祉の支援」の拠り所は、現在だと基本計画に留まる。明確な根拠が必要。

権利擁護支援の地域連携ネットワークで養ってきた司法と福祉の支援

- ・ 本人への意思決定支援の確保
- ・ 関係性の濫用への措置
- ・ 権利侵害への回復支援
- ・ 地域住民・当事者への活動支援

- 社会福祉法には、意思決定支援の確保に関する規定がない。
- 関係性の濫用への対応（セーフガード）は、社会福祉法第8章（福祉サービスの適切な利用）に関連するものと考えられるが、現行法では直接的に対応する規定がない。また、福祉サービスに限定されないはずである。

- 介護保険法等に基づく監査指導権限（主に都道府県行政）のような権限が必要になるが、権利侵害が生じた際には、「本人を保護する」ための権限が必要。
- 上記の際、高齢者虐待防止法・老人福祉法（主に市町村行政）では対応し難い状況もあり、司法が確実に関与できる形が必要。

家族を前提にした社会保障で生じた狭間への支援

- ・ 本人への意思決定支援を通じた事業実施
 - > 選択可能なサービス体系
 - > すべての人が受けられる仕組み（利用者負担との兼ね合い）
 - > 事業の継続性（収入との兼ね合い）
- ・ 情報の開示や第三者による評価
- ・ 地域との関わりの確保

地域共生社会における地域住民の関わり

- ・ 本人の意思決定の充実
- ・ 本人の地域へのつながり
- ・ 関係性の濫用へのけん制
- ・ 地域住民自身・当事者の社会参加

- 狭間への支援は必要だが、いわゆる身元保証を必要とする慣習をなくすことが必要。
- 意思決定支援に関わらない付き添い、同席、見守りを要さなくても施設や病院がサービス提供できるための策が必要。

- 地域住民と事業者を含め地域全体で意思決定支援の重要性が認知されることが必要。

- 社会福祉法第4条を踏まえた形での具現化が必要。
- 当事者が、地域住民又は社会福祉に関する活動を行う者に含まれるのかは、概念整理が必要。
- 権利擁護人材育成事業（都道府県）、介護サービス相談員派遣等事業（市町村）、参加支援事業（重層）など関連する事業との関係整理が必要。

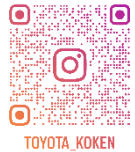


安心して自分らしく
生きられる、
支え合いのまち。

Toyota City Council of
Social Welfare

豊田市成年後見支援センターホームページ <https://toyota-koken.jp/>

インスタグラム toyota_koken



TOYOTA_KOKEN



ご清聴ありがとうございました